

ともに支え、ともに生きるまち すかがわ

—「地域共生社会」の実現—

第4次地域福祉活動計画



あ い さ つ

地域福祉活動計画は、住民組織、関係機関、各種団体、社会福祉協議会等が協働し、住民が地域で生活するための環境を整えるとともに、住民同士の結びつきや助け合い活動・交流活動を活性化し、地域が抱える生活課題や福祉課題を解決することにより「誰もが安心して暮らせる地域社会」を目指し、中長期的な視点に立ち策定するものです。

本会では、令和2年3月に「第3次地域福祉活動計画」を策定し、「地域での支え合いを育み 誰もが安心感と生きがいをもって暮らし続けることができるまち すかがわ」を基本理念として、4つの基本目標の実現のために様々な取り組みを実践してきました。しかし、計画期間中において、少子高齢化のさらなる進行、新型コロナウイルス等による新たな要支援者の増加、子どもの貧困の顕在化、社会的孤立の問題など、様々な課題が浮かび上がってきています。こうしたことから、地域福祉活動に制約が生じ、地域のつながりの希薄化をもたらし危機感が一層高まりました。

一方、国では「地域共生社会の実現」に向け、自治体が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できるしくみをつくるため、社会福祉法に基づき新たに「重層的支援体制整備事業」を実施しています。

このような中、地域での支え合いによる地域福祉の充実が一層求められ、全ての住民が主体的に地域と関わり、住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域づくりが必要になっています。このためこの度、地域福祉を計画的に推進するため、地域住民や関係機関・各種団体等の参加・協働による行動計画（アクションプラン）として、「第4次地域福祉活動計画」を策定し、「地域共生社会の実現」を目指すことといたしました。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました策定委員の皆様をはじめ、関係各位に対し、心から感謝し御礼申し上げ、あいさつとさせていただきます。

令和7年3月

社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会
会 長 石井 正廣

目 次

第1章 計画の概要

1 地域福祉とは	1
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間と見直しの時期	5
5 計画とSDGsの関係	6
6 計画の構成	6

第2章 計画の目指すもの

1 基本理念	7
2 基本目標	8
施策の体系	9

第3章 これからの活動・取り組み

1 基本目標 誰もがつながり・集い・支え合える地域づくり	10
1 地域における交流の促進	10
1 誰もが参加できる地域活動へのきっかけづくり	11
2 多様な居場所づくり	13
2 課題を発見・対応できる地域づくり	16
1 住民相互の見守り支援活動の充実	17
2 住民と地域団体や専門機関などとの連携	20
2 基本目標 地域に関心を持ち、課題に向き合える人材づくり	22
1 地域福祉に関する学びの機会の充実	22
1 地域福祉への意識の醸成	23
2 多様な主体と協働した福祉教育	25
2 地域福祉の担い手発掘・養成	27
1 地域における共生に向けた住民への啓発・研修	28
2 活動しやすい環境づくり	30

3	基本目標 誰もが安心して暮らせるしくみづくり	32
1	包括的な相談・支援体制の強化	32
1	誰もが相談しやすい支援体制強化	33
2	関係機関との連携強化	36
2	権利擁護のための支援の充実	38
1	成年後見制度の利用促進	39
2	虐待防止に向けた体制強化	42
3	安心して暮らせるための基盤づくり	44
1	地域特性に応じた課題解決のためのしくみづくり	45
2	災害に備えた地域づくり	48
4	計画の推進体制・評価体制	51

資料

・ 第3次計画の評価	52
・ 計画策定委員会設置要綱	70
・ 計画策定委員会委員名簿	72
・ 計画策定プロジェクトチーム設置要綱	73
・ 計画策定プロジェクトチーム名簿	74
・ 計画策定までの経過	75

第1章 計画の概要

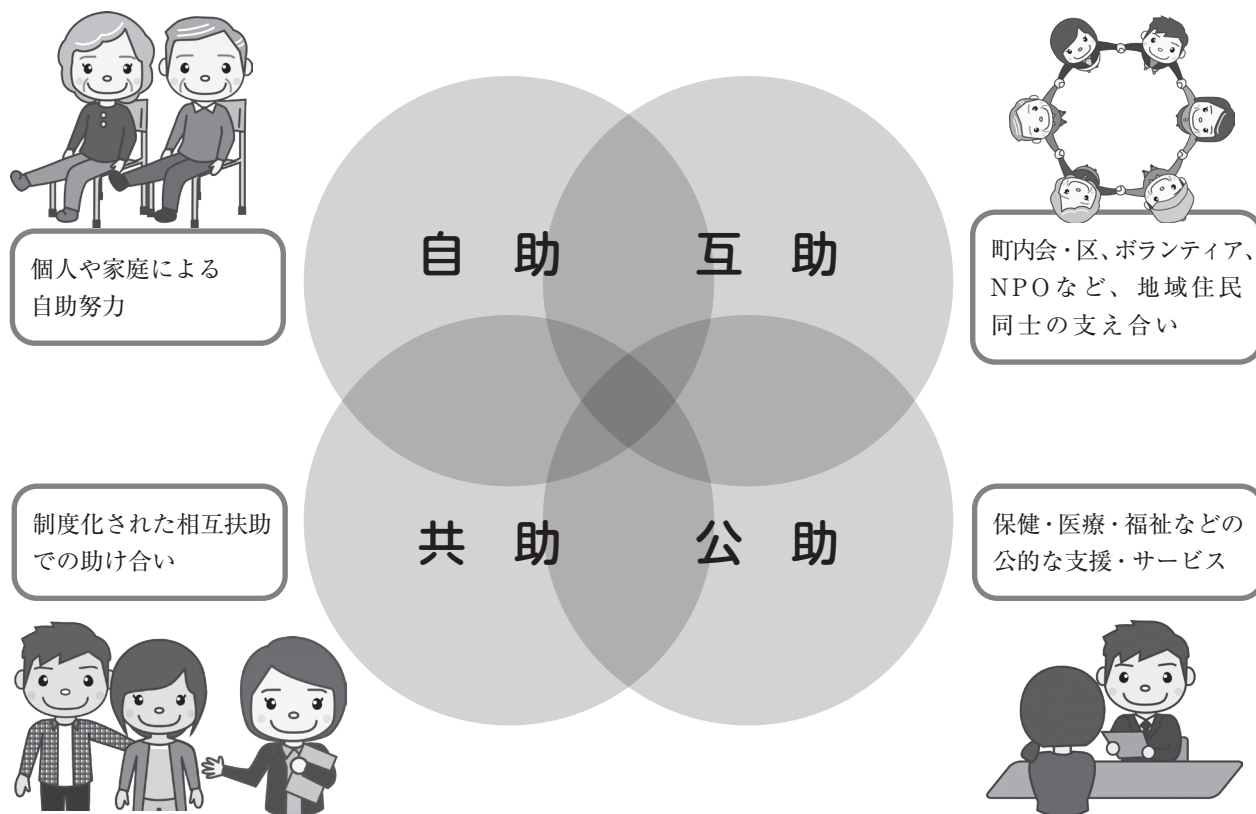
1. 地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域の誰もが尊厳をもってその人らしく生活を送れるよう、地域住民や市(行政)・社会福祉協議会・関係機関・事業者等が互いに、連携・協力して、暮らしやすい地域づくりを進めることです。

助け合いの基盤となる考え方には、「自助」「互助」「共助」「公助」があります。この4つが重なり合いながら、全ての人々を孤独・孤立、排除等から守り、社会・地域の一員として尊重し支える「ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)(※1)」を基本に、支え合いの地域づくりをめざすものです。

地域には、いろいろな経験やたくさんの力があります。本計画では、地域住民参加が不可欠な「互助」の取り組みについて、特に重点的に取り組むべきテーマ・実現方策を示しています。

— 4つの「助」が重層的に組み合わさった地域生活課題(※2)解決に向けた取り組み —



用語の解説

※1 ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)

「全ての人々を孤立や孤独、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

※ 2 地域生活課題

福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育、地域社会からの孤立、その他日常生活や活動への参加の機会が確保される上での様々な課題。



2. 計画策定の趣旨

近年、少子高齢社会の進展や人口減少、地域コミュニティの希薄化、さらに温暖化による風水害、新型ウイルスによる疫病災害、国際紛争による生活の危機など、様々な社会情勢を背景として、持続可能な社会の構築が求められています。

また、地域社会においても、子育て・障がいのある方・長寿社会への生活環境の整備、生活困窮や社会的孤立（※3）など生きづらさを抱えた方を支えるしくみや、災害時の備えなどが求められています。

国ではこれらの課題に対応するため、平成27年度に開始した生活困窮者自立支援制度（困窮者支援を通じた地域づくり）、介護保険制度における生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置等）、平成29年からの成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置等の権利擁護支援体制の整備、令和2年社会福祉法改正による重層的支援体制整備事業の創設、令和6年にはコロナ禍でより顕著化した社会の「生きづらさ」を背景に施行された孤独・孤立対策推進法など、地域福祉の施策化が進んでいます。

こうした中、須賀川市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、平成22年の「第1次地域福祉活動計画」策定以降、これまでに3次にわたる計画を策定し、市民をはじめ、町内会・行政区、ボランティア、関係団体、行政等と協働して地域福祉活動を推進してきました。

この計画期間が、令和6年度に最終年を迎えることから、令和7年度から始まる「第4次地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

第3次地域福祉活動計画（以下「第3次計画」という。）では、福祉まるごと相談窓口を設置し「断らない窓口」として多くの市民の困りごとに対応・支援をしてきました。また、権利擁護の充実を目的にした法人後見事業の実施や、地域のつながりづくりとして、集いの場、地域食堂、子ども食堂などの立上げ支援、災害の備えとして防災講座など、地域住民、関係機関と連携、協働し地域課題の解決に向けて包括的な支援体制の構築に取り組んできました。

本計画では、第3次計画の取り組みを踏まえ、より一層の住民主体の地域支え合い活動等を推進します。また、多様化する福祉ニーズに向き合い、地域の中で、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を越えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な地域社会の実現を目指すとともに、法制度の改正や、須賀川市の方針性を踏まえ、本計画を策定します。

用語の解説

※3 社会的孤立

家庭やコミュニティとほとんど接触がなく、他者とのつながりのない状態。

（例）ひきこもり、ゴミ屋敷、子育て孤立家庭など。

3. 計画の位置づけ

①計画の法的根拠について

本計画は、社会福祉法第109条に定められた、民間団体である社協が策定する、地域福祉の推進を目的とした活動・行動計画（地域福祉活動計画）です。

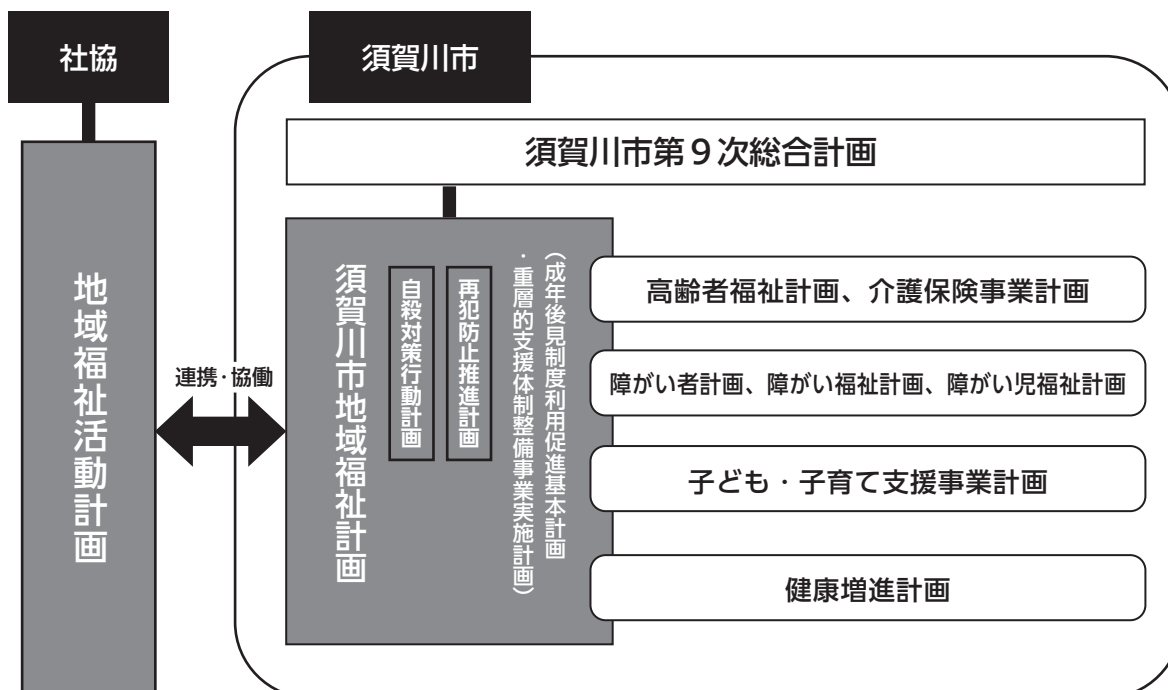
（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

②本計画と須賀川市地域福祉計画（行政計画）との関係について

本計画は、須賀川市の地域福祉計画に基づく取り組みと補完し合う関係にあり、市全体に地域福祉を広げていくための車の両輪として推進していきます。



4. 計画の期間と見直し時期

本計画は、令和7年度から令和12年度までの6ヵ年計画とします。

計画の推進にあたっては、市民や行政の理解と協力を得ることはもちろん、保健・医療・教育・労働等、幅広い関連分野との連携・協働の基に実行するとともに、進捗状況を点検・評価し、社会福祉の動向にも配慮しながら、必要に応じて見直しを行います。

また、須賀川市が策定している地域福祉計画を上位計画として位置付け、市の関係部署との緊密な連携と各計画における全体的な整合性を図りながら推進していきます。

地域福祉活動計画に関する各種計画

年度 計画名		2024 令和 6	2025 令和 7	2026 令和 8	2027 令和 9	2028 令和10	2029 令和11	2030 令和12	
須賀川市の福祉計画	総合計画	第 9 次計画				第 10 期計画			
	地域福祉計画	第 4 次計画							
	再犯防止推進計画	第 1 次計画							
	自殺対策行動計画	第 2 次計画							
	高齢者福祉計画	第 10 期計画			第 11 期計画				
	介護保険事業計画	第 9 期計画			第 10 期計画				
	障がい者計画	第 4 次計画							
	障がい福祉計画	第 7 期計画			第 8 期計画				
	子ども・子育て支援事業計画		第 3 次計画						
	健康増進計画		第 2 次計画						
社協の計画	地域福祉活動計画		第 4 次 地域福祉活動計画（6 年間）						

5. 計画とSDGsの関係

SDGs（持続可能な開発目標 エスディージーズ）は、「誰一人取り残さない」をスローガンに、貧困、環境、社会、人権、教育など、世界が抱える様々な問題の解決を目指す国際的な目標です。平成27年に国連で採択され、先進国を含む国際社会で令和12年（2030年）までの達成を目指します。

社協が本計画で目指すのは、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりのくらしと生きがいとともに創っていく地域共生社会の実現です。これはSDGsの理念と重なる部分があります。

このため、本計画では、SDGsの17のゴールのうち、本計画に関連する10の目標を念頭に置き、推進していきます。



6. 計画の構成

本計画は、「基本理念」、「基本目標」、「施策の方向性」、「主な取り組み」により構成されます。

「基本理念」 「わたしたちの住むまちをどのようなまちにしていきたいか」の理想を掲げます。

「基本目標」 基本理念の実現に必要な施策の類型を目標として示します。

「施策の方向性」 基本目標に係る現状（背景）及び課題を踏まえ、目標達成に向け、施策として具体的に取り組む項目を示します。

「主な取り組み」 各施策を構成する主な取り組みについて、具体的な内容を、「地域で共に取り組むこと」と「社協など関係機関が取り組むこと」に分けて掲載します。

1. 基本理念

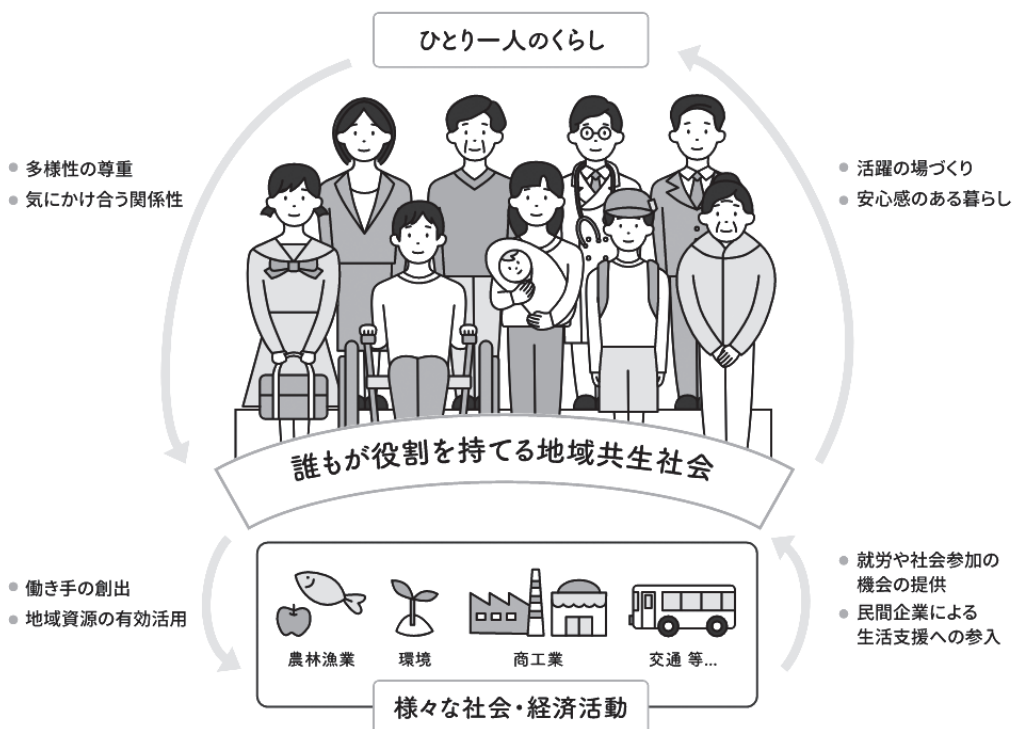
ともに支え、ともに生きるまち すかがわ －「地域共生社会」の実現－

地域の中で生涯にわたって自立し、安心して生活できる地域社会を実現していくことは市民すべての願いです。そのためには、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越えて、人と人、人と社会のつながり、住民一人ひとりが役割を持って助け合いながら暮らせる地域づくりが必要です。

第3次計画では、「地域での支え合いを育み、誰もが安心感と生きがいをもって暮らし続けることができるまち すかがわ」を基本理念に掲げ、複雑化・複合化する地域生活課題に対応した支援をするとともに、住民主体の地域づくりを中心とした事業を展開してきました。

本計画においてもその理念は継承しつつ、より一層の住民主体の地域支え合い活動等を推進し、市民の誰もが地域で安心して暮らすことができるまちの実現を目指し、「ともに支え、ともに生きるまち すかがわ」を基本理念に掲げ、「地域共生社会」の実現を目指します。

地域共生社会イメージ図



出典：厚生労働省

2. 基本目標

本計画において、地域生活課題の解決に向けた施策を実行し、基本理念の実現を図るため、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標 1 誰もがつながり・集い・支え合える地域づくり

地域の助け合いが希薄化する中、住民同士が多世代で交流できる機会や場は、地域生活課題の把握や豊かな人間関係を築くための絶好の機会となります。子育て中の親子、高齢者、障がいのある人など、様々な人々が地域で交流を通して安心して過ごせる居場所をつくり、課題の発見や対応ができるよう地域住民や関係機関等と連携して各種施策を推進します。

基本目標 2 地域に関心を持ち、課題に向き合える人材づくり

地域生活課題を地域で考え、解決していくためには、住民が自分の暮らす地域の担い手として主体的に関わることが重要です。地域における困りごとは年々多様化しており、支援を必要とする方は増加しています。そのため、住民一人ひとりの地域に対する意識を高めるとともに、ボランティアに関心のある住民が気軽に参加できるきっかけづくりやしくみづくりに取り組み、地域福祉の担い手を育成するための各種施策を推進します。

基本目標 3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

地域生活課題は年々、多様化・複雑化しています。こうした状況に対応するため、各相談機関や関係機関がさらに連携し、専門職を中心とした困りごとへの伴走支援、住民主体の地域支え合い活動の活性化、権利擁護体制の拡充等など、誰ひとり取り残さない地域づくりのための各種施策を推進します。また、近年多発する自然災害に備え、防災意識を高めるための各種施策を推進します。

施策の体系

本計画では3つの基本目標を定め、これを達成するための施策の方向性と主な取り組みを定めることにより、地域福祉を推進します。

基本理念	基本目標	施策の方向性	主な取り組み
ともに支え、ともに生きるまちすかがわ ―「地域共生社会」の実現―	基本目標1 誰もがつながり・集い・支え合える 地域づくり	1-1 地域における交流の促進	1-1-1 誰もが参加できる地域活動へのきっかけづくり
			1-1-2 多様な居場所づくり
		1-2 課題を発見・対応できる 地域づくり	1-2-1 住民相互の見守り支援活動の充実
			1-2-2 住民や地域団体と専門機関等との連携
	基本目標2 地域に関心を持ち、課題に向き合える 人材づくり	2-1 地域福祉に関する学びの 機会の充実	2-1-1 地域福祉への意識の醸成
			2-1-2 多様な主体と協働した福祉教育
		2-2 地域福祉の担い手発掘・ 養成	2-2-1 地域における共生に向けた住民への啓発・研修
			2-2-2 活動しやすい環境づくり
	基本目標3 誰もが安心して暮らせる しくみづくり	3-1 包括的な相談・支援体制の 強化	3-1-1 誰もが相談しやすい支援体制強化
			3-1-2 関係機関との連携強化
		3-2 権利擁護のための支援の 充実	3-2-1 成年後見制度の利用促進
			3-2-2 虐待防止に向けた体制強化
		3-3 安心して暮らせるための 基盤づくり	3-3-1 地域特性に応じた課題解決のためのしくみづくり
			3-3-2 災害に備えた地域づくり

第3章

これからの活動・取り組み

基本目標 1

誰もがつながり・集い・支え合える地域づくり

施策の方向性 1-1

地域における交流の促進

○進める上での現状（背景）と課題

須賀川市第4次地域福祉計画の市民アンケート調査結果（図1・2参照）では、『ご近所とどの程度の付き合いがありますか。』という問いに、「あいさつを交わす程度」28.3%、「困った時に助け合う」19.8%、「ほとんど付き合いがない」8.9%との結果になっています。また、『地区の催しや行事に参加していますか。』には、「ほとんど参加しない」が54.6%で、参加しない理由については、「参加したい行事がない」33.7%、「時間が無い」25.8%、「行事を知らない」25.1%という結果になっています。

以上のことより、地域のつながりや近所づきあいが希薄化し、住民同士の声かけや情報交換ができる機会が減っており、地域における支え合い機能の弱体化が大きな課題になっています。

また、地域活動などの情報の集約や把握をしているとは言えない状況です。年齢や背景を問わず、地域住民が気軽に通うことのできる居場所を知り、参加できるよう周知していくこと、活動に参加するきっかけをつくっていくことが必要です。

主な取り組み

- 1 誰もが参加できる地域活動へのきっかけづくり（11～12ページ参照）
- 2 多様な居場所づくり（13～14ページ参照）

図1

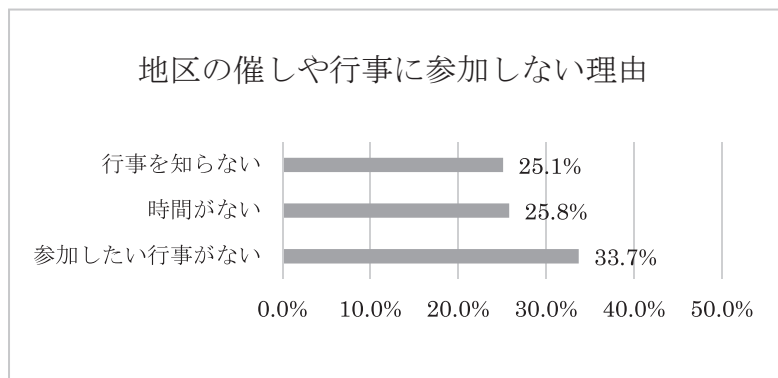
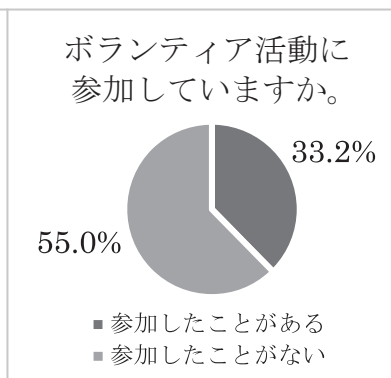


図2



出典 須賀川市第4次地域福祉計画アンケート調査結果

主な取り組み：1－1－1

誰もが参加できる地域活動へのきっかけづくり

○取り組みの方向性

地域活動への参加を促進するためには、まず顔見知りになることが必要です。隣近所とのつながりを深めることで地域住民同士の支え合いの力を強め、共に活動するきっかけづくりを促進します。

○取り組むこと（できること）

＜地域で共に取り組むこと＞

地域であいさつを交わし、隣近所や住民同士のつながりを深め、地域活動について知りましょう。

地域でできること
・ 地域の方々とあいさつを交わし、顔見知りになりましょう。 ・ 地域活動についての情報を知り、住民同士で共有しましょう。

＜社協など関係機関が取り組むこと＞

個人や団体の地域活動に取り組むきっかけづくりを支援していきます。

社協などができること
・ 民生委員・児童委員（※1）の見守り訪問活動を通し、地域活動への声かけに努めます。 ・ 地域のつながりや支え合いの気持ちが芽生えることを目的として、地域での助け合いのきっかけづくりとなる福祉教育（※2）に努めます。

○社協が取り組む具体的な事業など

- ・ 福祉教育出前講座
- ・ 福祉の地域づくり支援事業
- ・ ボランティアセンター事業
- ・ 一人暮らし高齢者等訪問強化（月間）事業
- ・ ふれあい電話事業（※3）

用語の解説

※1 民生委員・児童委員

地域福祉を支えるボランティア。地域住民からの相談窓口、情報提供、必要なサポート、地域活動・連携の促進を行い、地域のつながりを深め、住民の生活を支える役割を担っている。また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員がいる。

※2 福祉教育

身の回りの人や地域との関わりをとおして、そこにどのような福祉の課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のために行動する力を養うことで、ともに生きる力を育むことを目的とする教育。

※3 ふれあい電話事業

社協に登録しているボランティアが、65歳以上の高齢者（希望者）に電話による安否確認と話相手となる事業。



民生委員・児童委員見守り訪問活動の様子



主な取り組み：1－1－2

多様な居場所づくり

○取り組みの方向性

地域における交流を活性化するには、地域で集まれる場所づくりが必要です。このため、コミュニティセンターや集会所などを活用し、講座やワークショップなど定期的な集まりを開催することで、住民同士の交流を促進します。また、通いの場として気軽に集まれる環境を整え、多様な居場所（※1）づくりの促進に努めます。

○取り組むこと（できること）

＜地域で共に取り組むこと＞

地域活動や活動場所を知り、積極的に参加しましょう。また、活用できる居場所として開放しましょう。そして、悩んだら気軽に相談しましょう。

地域でできること

- ・ 地域行事についての情報を知り、共有しましょう。
- ・ 地域活動交流の場には積極的に参加しましょう。
- ・ 通いの場などの活動を継続しましょう。
- ・ 通いの場などの取り組みに悩んだ時は社協に相談しましょう。
- ・ 地域で活用できる集会所、個人宅、事務所、空き家などを開放しましょう。

＜社協など関係機関が取り組むこと＞

今ある地域活動や居場所が継続できるよう支援します。今後も多世代（※2）が集まる居場所づくりを支援していきます。

社協などができること

- ・ 地域活動や居場所が継続できるよう支援します。
- ・ 新しく地域活動や居場所づくりを考えている個人や団体の支援をコミュニティセンターや企業と連携し支援します。
- ・ 三世代交流事業（※3）や多世代が集まる居場所づくりの活動開始・継続のために共同募金を活用します。
- ・ 地域活動や居場所づくりのために、講座やワークショップ（※4）を開催します。

○社協が取り組む具体的な事業など

- ・福祉の地域づくり支援事業
- ・三世代交流事業
- ・福祉教育出前講座
- ・なかよし会・げんき会（高齢者つどい事業）
- ・障がい者地域活動支援センター
- ・生活困窮者就労準備支援事業
- ・子育て支援センター
- ・介護予防教室
- ・認知症カフェ
- ・**（新）**地域づくりワークショップ（地域住民や団体が自由に意見を出し合い、地域の良さを見出し、将来について話し合う場）

用語の解説

※1 居場所

居住コミュニティを単位に、多世代が自由に往来し日常的に顔をあわせるなかで、それぞれが社会的役割を見出すあるいは確認できる場所。

※2 多世代

祖父母（どちらか一方を含む。曾祖父母も含む）、父母（どちらか一方を含む）及び子どもの三世代以上のこと。

※3 三世代交流事業

町内会・区で集会所などを利用して地区の高齢者や障がい者、地区の方々や子供たちとの交流を目的とする事業。

※4 ワークショップ

特定のテーマに沿って参加者が集まり、実践的な活動や学びを通じてスキルや知識を深める場。



地域食堂の様子



通いの場の様子



基本目標 1 誰もがつながり・集い・支え合える地域づくり

施策の方向性 1-2 課題を発見・対応できる地域づくり

○進める上での現状（背景）と課題

須賀川市第4次地域福祉計画の統計データによると、自治会加入率は2013年76.3%から2022年69.8%になっており、自治会町内会に加入する人が減少しています。

地域の繋がりが希薄化する中で、隣近所や地域住民同士の関心が薄く、周囲の変化に気付くことが難しくなっています。また、困っている方の中には、自らどこに声をあげたらいいのか分からず、支援を受けられないままになっていることが懸念されます。

地域で活動する支援団体は多々ありますが、住民への周知は十分とは言えない状況です。地域の課題は多様化・複雑化しており、住民と地域団体、専門機関等との連携が重要になっています。

主な取り組み

- 1 住民相互の見守り支援活動の充実（17～19ページ参照）
- 2 住民と地域団体や専門機関等との連携（20～21ページ参照）



主な取り組み：1 - 2 - 1

住民相互の見守り支援活動の充実

○取り組みの方向性

住民相互の見守り支援活動を充実させるためには、助け合いや支え合いの心を育むことが大切です。そのためには、地域の中でお互いを気に掛ける習慣づくりが見守りの第一歩であり、住民同士のつながりの強化を図ります。さらに、心配なことが起きた時の相談先を周知し、把握してもらうことにより住民同士の見守り支援活動を充実させ、安心して暮らせる地域社会の構築を促進します。

○取り組むこと（できること）

<地域で共に取り組むこと>

地域で不安や困りごとを抱えている方が孤立せず、支え合って生活できるよう、住民相互の見守りを行いましょう。

地域でできること

- ・周囲に気を配り、問題のある方がいたら見守りましょう。地域住民同士で助け合い・支え合いの行動を心がけましょう。
- ・郵便受けに新聞チラシが溜まっている、雨戸を閉め切っている、夜でも電気がつかないなどの周囲の「変化」に気づきましょう。
- ・変化に気づいたら家族、友人、民生委員・児童委員、町内の役員など周囲に伝えましょう。

<社協など関係機関が取り組むこと>

地域の方々が気軽に相談できる窓口を周知していくとともに、社協の機能や役割などを地域に伝え、必要なサポートを提供し、安心して暮らせる地域を目指します。

社協などができること

- ・全世代に向けて、気づく・つなげる・SOSを発信する重要性を伝えていきます。
- ・自身のことでも周囲のことでも気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員・行政・社協・福祉まると相談窓口（地域包括支援センター・基幹相談支援センター・相談支援事業所・子育て世代包括支援事業・自立相談支援機関）の周知を強化していきます。
- ・地域の方々に社協事業を活用してもらえるよう、ICT化（※1）を進め、活動の様子など発信力の強化を図ります。

○社協が取り組む具体的な事業など

- ・福祉教育出前講座
- ・ボランティア養成講座
- ・ファミリーサポート事業（図1参照）（※2）
- ・すかがわ見守り・SOS ネットワーク事業（図2参照）（※3）
- ・ふれあい電話事業
- ・一人暮らし高齢者等訪問強化（月間）事業
- ・**新**ICTを活用した広報事業（様々なICT媒体を活用し全世代に社協事業の周知を図る）

用語の解説

※1 ICT化

情報通信技術を活用し、業務を効率化し情報の管理・共有を円滑にすること。

※2 ファミリーサポート事業

子育ての支援を受けたい方、子育ての援助ができる方がそれぞれ、利用会員・提供会員という呼び名で会員登録し、会員同士で支えあう子育て支援事業。

※3 すかがわ見守り・SOS ネットワーク事業

認知症の疑いがある高齢者や障がい者が行方不明になった際、登録協力者にメールなどで情報発信し、捜索を依頼することで、早期発見・保護を支援する事業。

図1 ファミリーサポートセンター利用の流れ

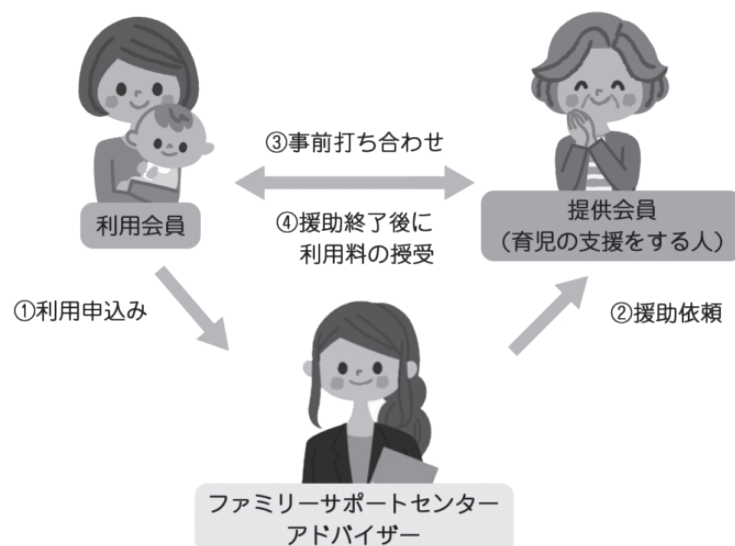
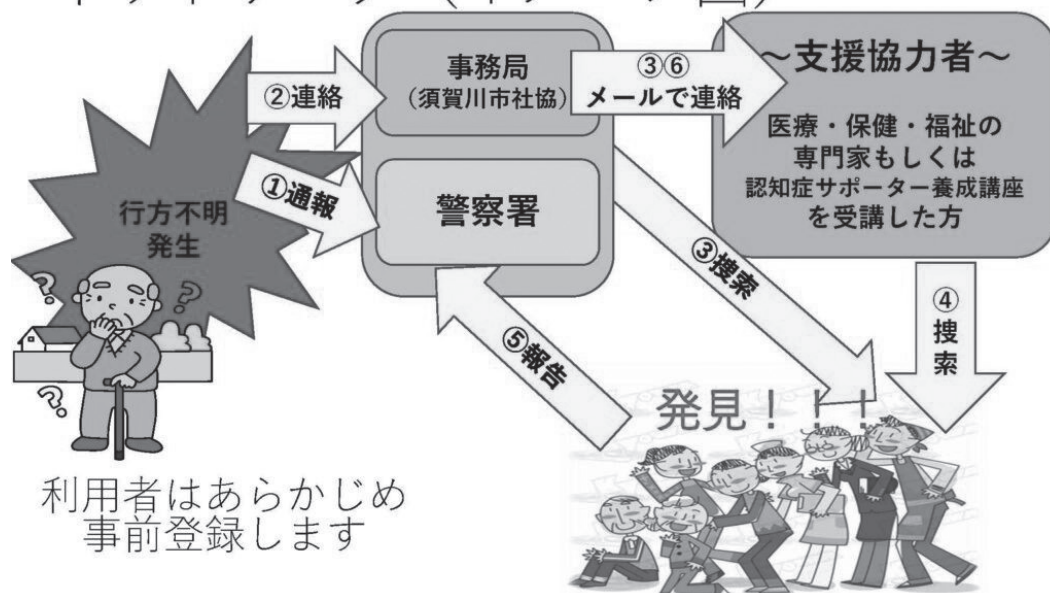


図2 すかがわ見守りSOS
ネットワーク（イメージ図）



模擬訓練の様子

住民と地域団体や専門機関などとの連携

○取り組みの方向性

住民と地域団体や専門機関などとの連携を強化するためには、各種団体や専門機関などの存在を周知することが必要です。これらの団体・機関などの情報を整理し、住民がどのような支援を受けられるかを知ることで、必要なときに適切な団体・機関などに相談しやすく、連携できる環境を整え、地域全体の支援ネットワークがより機能するよう努めます。

○取り組むこと（できること）

＜地域で共に取り組むこと＞

近所や地域住民の困りごとを発見した際に、相談できるようあらかじめ関係する団体や機関などを知りましょう。

地域でできること

- ・ 困りごとの相談ができる窓口を知りましょう。
- ・ 近所や地域住民の困りごとを発見したら、相談しましょう。

＜社協など関係機関が取り組むこと＞

地域や住民が地域団体、専門機関、企業などとなつながら、協働し地域課題の改善に取り組めるよう連携を強化していきます。

社協などができること

- ・ 地域住民や専門機関などに、社協の周知啓発を行います。
- ・ 社協事業を通して、地域団体や専門機関などとなつなかりを強化します。
- ・ 地域団体や専門機関などと定期的なミーティングや研修を行います。
- ・ 民生委員・児童委員や社協などが、地域に住んでいる方の SOS にいち早く気付く取り組みを強化します。

○社協が取り組む具体的な事業など

- ・福祉まるごと相談窓口（地域包括支援センター・基幹相談支援センター・相談支援事業所・子育て世代包括支援事業所・自立相談支援機関）
- ・広報活動
- ・給食サービス事業（岩瀬・長沼地域）



配食事業のお弁当を作るボランティアの様子



地域のボランティアが訪問する様子



ボランティア講習会の様子

基本目標 2 地域に関心を持ち、課題に向き合える人材づくり

施策の方向性 2-1

地域福祉に関する学びの機会の充実

○進める上での現状（背景）と課題

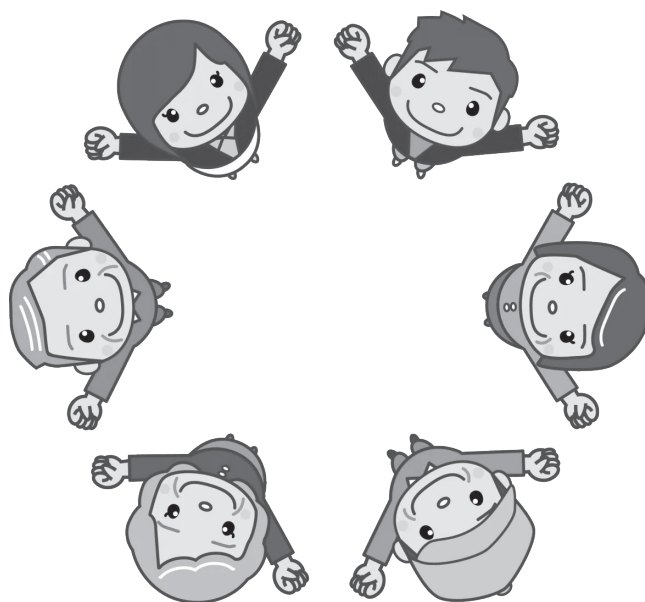
須賀川市第4次地域福祉計画の市民アンケート調査結果によると『ボランティア活動に参加していますか』という問いに、「参加したことがある人」が33.2%、「参加したことがない人」が55.0%という結果でした。

地域福祉を推進していくうえで地域住民の主体性が大変重要となりますが、この結果が示すように実際の活動に参加している方はまだまだ少ない状況です。その要因としては、地域福祉の情報の不足、地域活動への参加意欲の低下、福祉に対する価値観や考え方の違い、リーダーシップの不足などの課題があります。

また、全世代を通して福祉教育を学ぶ機会が乏しく、多様な主体と協働した福祉教育への体制が不十分な現状です。

主な取り組み

- 1 地域福祉への意識の醸成（23～24ページ参照）
- 2 多様な主体と協働した福祉教育（25～26ページ参照）



主な取り組み：2 - 1 - 1

地域福祉への意識の醸成

○取り組みの方向性

地域福祉への意識を高めるためには、福祉教育が必要です。このため地域住民が出前講座に参加し、福祉の重要性を学ぶ機会の創出に努めます。また、ボランティアの育成も重要です。地域のニーズに応じた活動に住民が主体的に関わることで、地域福祉の意識を有する人材を育成し、地域福祉の向上を図ります。

○取り組むこと（できること）

＜地域で共に取り組むこと＞

誰もが「福祉」を必要とする場面があります。地域での困りごとなどを「他人事」ではなく「我が事」（※1）と捉え、積極的に関わり、みんなが住み良い地域づくりを進めましょう。

地域でできること

- ・地域行事やイベントに参加し、地域のつながりを意識しましょう。
- ・出前講座などに参加し、我が事として考えましょう。
- ・自分に取り組める活動には参加しましょう。

＜社協など関係機関が取り組むこと＞

出前講座などにより福祉教育の促進に努めます。また、ボランティアのサポート体制を整え、地域福祉への意識の醸成、人材育成に取り組めます。

社協などができること

- ・ボランティア団体、企業、福祉施設などが参加し、情報提供や体験活動、ワークショップなどを通じて、福祉に関する理解を深めることを目的とする福祉フェスティバルを開催し、地域福祉の意識の醸成に努めます。
- ・福祉に対して我が事としてイメージを持てるように福祉教育や出前講座を行います。
- ・三世代交流事業に併せて、出前講座を行い福祉教育に力を入れます。
- ・ボランティアをしたいという気持ちを引き出せるようなサポート体制の整備に努めます。
- ・地域住民に、「自分ができること」を認識してもらい、地域福祉の意識の醸成に努めます。

○社協が取り組む具体的な事業など

- ・ 三世代交流事業
- ・ 福祉教育出前講座
- ・ ボランティアセンター事業
- ・ ⑨福祉フェスティバル（地域共生社会をテーマに社協と福祉活動団体などが子どもから高齢者まで様々な世代の方に活動を知ってもらうためのイベント）。

用語の解説

※1 我が事

自分自身の問題や関心事として捉えることの意味。



三世代交流事業を活用した地域の交流イベントの様子



主な取り組み：2－1－2

多様な主体と協働した福祉教育

○取り組みの方向性

地域福祉の分野は多岐にわたり、様々な団体・機関などが関わっています。そのため、福祉教育には各種機関や施設との連携が必要であり、地域の学校、福祉団体、企業などが協力し、幅広い知識や経験を持ち寄ることで、より効果的な福祉教育プログラムの提供に努めます。

○取り組むこと（できること）

＜地域で共に取り組むこと＞

自分たちの地域に関心を持ち、困りごとに対応できるよう、様々な機会を捉えて、多様な団体・機関などによる福祉教育に積極的に参加しましょう。

地域でできること

- ・ 様々な団体・機関などが行う講座やワークショップ、ボランティア活動などに参加しましょう。
- ・ 体験型の福祉教育に参加しましょう。

＜社協など関係機関が取り組むこと＞

地域住民の意識の醸成や地域福祉課題の解決に向け、幅広い福祉教育に取り組むために、施設・団体・企業などと連携・協働していきます。

社協などができること

- ・ 地域共生社会（※1）に向けた福祉教育のプログラムを行政・福祉関係者や企業などで作っていきます。
- ・ 社協が学校・地域・専門職・企業・NPOなどと協働し、様々な場で福祉教育を行います。
- ・ 学生などの声を聴き、ボランティア活動の機会を作ります。

○社協が取り組む具体的な事業など

- ・福祉教育出前講座
- ・認知症カフェ
- ・介護予防ボランティア支援事業
- ・ボランティアセンター事業（サマーショートボランティア事業）
- ・**（新）**高校生座談会（高校生が地域課題に目を向け、自ら発言できるための高校生の声を聞く場を設ける）

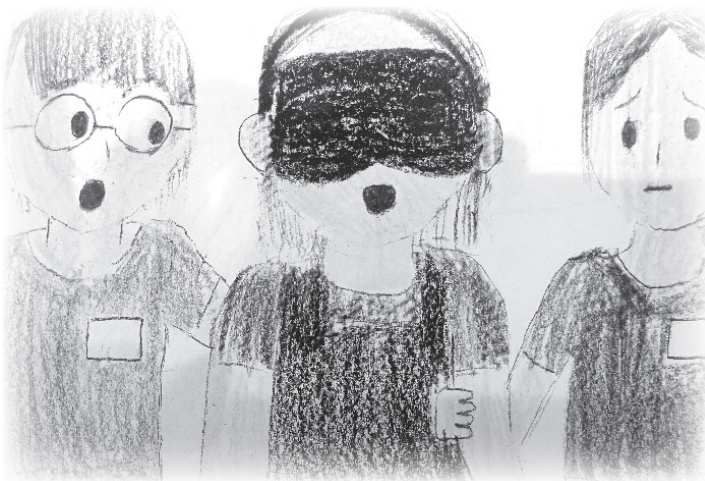
用語の解説

※1 地域共生社会

地域の住民が互いに支え合い、共に生活し、共に成長することを目指す社会のこと。



サマーショートボランティアの様子



学校での福祉教育の様子

基本目標 2 地域に関心を持ち、課題に向き合える人材づくり

施策の方向性 2-2

地域福祉の担い手発掘・養成

○進める上での現状（背景）と課題

須賀川市第4次地域福祉計画の統計データによると、ボランティア登録者数は、増減がありつつも、この10年間で概ね2,000人程度が確保されていますが、実際は、ボランティアに登録している方の実働人数は登録人数より少ないのが現状です。また、福祉活動をしている人の高齢化や固定化などにより、今後担い手が減っていくことが懸念されます。

主な取り組み

- 1 地域における共生に向けた住民への啓発・研修（28～29ページ参照）
- 2 活動しやすい環境づくり（30～31ページ参照）

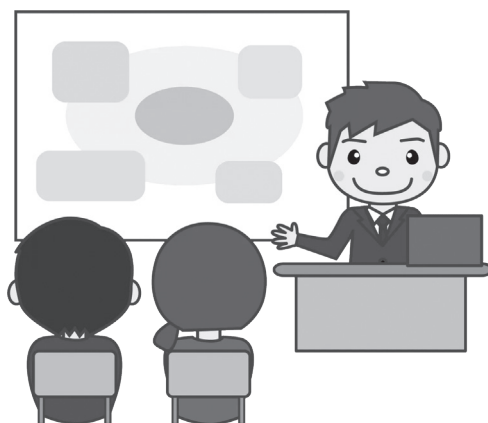
【ボランティア登録者数】

2013（H25）年
2,049人



2022（R4）年
2,044人

（須賀川市社会福祉協議会ボランティアセンターより）



地域における共生に向けた住民への啓発・研修

○取り組みの方向性

地域共生社会の実現に向けては、地域福祉の担い手が必要です。講座や研修プログラムにより、住民が自らの役割を理解し、リーダーシップを発揮できるような環境やしくみを整え、地域福祉の担い手を育成していきます。また、民生委員・児童委員との連携を強化し、地域全体で支え合う体制を整えていきます。

○取り組むこと（できること）

＜地域で共に取り組むこと＞

住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるよう、地域住民全員が地域福祉の担い手であることを自覚し、お互いに支え合える地域づくりに取り組んでいきましょう。

地域でできること

- ・地域共生社会についての理解を深めましょう。
- ・他の人の困りごとが、将来自分の困りごとになるかもしれないと意識しましょう。

＜社協など関係機関が取り組むこと＞

地域活動に興味、関心を持つ人が参加しやすい研修などを行い、活動の担い手となるような環境を整えていきます。

社協などができること

- ・地域活動に取り組んでいる人が継続できるようなワークショップや研修などを開催します。
- ・地域活動に取り組みたいと考えている人が活動の担い手になってもらえるよう、発掘や要請に努めます。
- ・地域活動や居場所づくりのために必要な体制づくりを支援します。
- ・ボランティアに参加したい人が時間にとらわれず活動できるような「ちょこボラ」事業のしくみづくりに取り組みます。
- ・地域の中でできること、得意なことを地域のニーズ（※1）と結びつけていきます。
- ・住民・専門職団体・企業・NPOなどの社会貢献活動（※2）に協力します。
- ・民生委員・児童委員と連携し、地域活動の担い手や福祉リーダー（※3）の発掘に努めます。

○社協が取り組む具体的な事業など

- ・ ボランティアセンター事業
- ・ 介護予防ボランティア支援事業
- ・ 福祉教育出前講座
- ・ 生活支援体制整備事業
- ・ まごころ福祉サービス事業
- ・ 買い物支援事業（お買い物バスいってみっカー）
- ・ 福祉の地域づくり推進事業
- ・ ファミリーサポートセンター事業
- ・ 給食サービス事業（岩瀬・長沼地区）
- ・ ⑨「ちょこボラ」事業（ちょことしたボランティアの略。誰にでも簡単にすきま時間にできるボランティア）

用語の解説

※1 ニーズ

人やグループが必要としている者や、求めていることを指す。

※2 社会貢献活動

社会全体の福祉や発展を目的とした活動。これには、ボランティア活動、寄付、環境保護、教育支援、地域振興などさまざまな形態がある。

※3 福祉リーダー

地域において福祉の向上を目指す活動をリードする役割を持つ人。



ゴミ捨てボランティアの様子



施設レクで使うものを色付けして
施設へ寄付するボランティア

主な取り組み：2－2－2

活動しやすい環境づくり

○取り組みの方向性

地域福祉の向上に向けた活動しやすい環境づくりには、ボランティア活動のしくみづくりが必要です。ボランティアが参加しやすい制度やサポート体制を整え、地域のニーズに応じた活動を促進します。また、助け合いや支え合いの活動を実現するためのしくみを構築していきます。

○取り組むこと（できること）

＜地域で共に取り組むこと＞

地域福祉の担い手は住民自身です。まずは興味があり、参加しやすい活動などできるものから取り組みましょう。

地域でできること

- ・好きなこと、趣味の場など様々な活動の場を増やしましょう。
- ・活動となる場所を地域（集会所、店のフリースペース、空き家など）で開放しましょう。
- ・新たに地域に加わった人や多様な国籍の方々、さらには若い世代から高齢者まで幅広いメンバーが地域活動に参加できるように工夫しましょう。

＜社協など関係機関が取り組むこと＞

地域活動やその担い手を支援し、新たな担い手を発掘・育成します。また、各世代の住民が地域活動やボランティア活動に興味を持ち、できることから少しずつ参加できるようなしくみづくりを行います。

社協などができること

- ・始めたくなるボランティアの多様な形（時間、場所）づくりに取り組みます。
- ・地域活動を通して達成感を共有し、仲間意識が芽生える活動を企画します。
- ・学生がボランティア活動に積極的に取り組める環境を整えます。

○社協が取り組む具体的な事業など

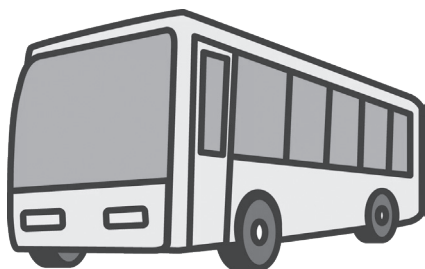
- ・ ボランティアセンター事業
- ・ 福祉の地域づくり推進事業
- ・ 生活支援体制整備事業
- ・ まごころ福祉サービス事業
- ・ 買い物支援事業（お買い物バスいってみっカー）
- ・ 介護予防ボランティア支援事業
- ・ 給食サービス事業（岩瀬・長沼地区）
- ・ ⑨学生ボランティア推進事業（学生が福祉出前講座の企画や運営をしながら、地域や学校などで取り組めるしくみづくり）



高校生の街頭募金のボランティアの様子



介護予防ボランティア講習会の様子



基本目標 3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

施策の方向性 3-1

包括的な相談・支援体制の強化

○進める上での現状（背景）と課題

近年、地域社会を取り巻く環境は、核家族化や少子高齢化の影響により大きく変化しています。特に、家族や周囲との関わりの希薄化は、社会的な孤立を生み、インターネットの中でしか他人とつながれない社会的孤立者の増加にもつながっています。このような地域社会の変化は、生活困窮など住民が抱える福祉ニーズをより複雑化・多様化させています。

社協では、福祉まるごと相談窓口を開設し、様々な相談に対応してきましたが、問題解決にあたり、他事業所や関係機関とのさらなる連携や地域住民の協力が必要であると考えています。また、誰もが気軽に訪れて相談ができる窓口となるためには、周知方法や相談方法の工夫が必要です。

主な取り組み

- 1 誰もが相談しやすい支援体制強化（33～35 ページ参照）
- 2 関係機関との連携強化（36～37 ページ参照）



主な取り組み：3－1－1

誰もが相談しやすい支援体制強化

○取り組みの方向性

誰もが相談しやすい支援体制を強化していくため、福祉まると相談窓口の周知、各コミュニティセンターとの連携、SNS等の活用による相談しやすい環境づくりをさらに推進します。

○取り組むこと（できること）

＜地域で共に取り組むこと＞

自分や自分の周りで困っている人がいたら、一人で抱え込まず、信頼できる身近な人や福祉まると相談窓口相談しましょう。

地域でできること

- ・心配ごとや困ったことがあったら一人（家族）で抱え込まず、民生委員・児童委員や福祉まると相談窓口相談しましょう。
- ・自分の周りで困っている人がいたら、民生委員・児童委員や福祉まると相談窓口相談できることを伝えましょう。

＜社協など関係機関が取り組むこと＞

支援を必要とする人を漏らさず、確実に支援につなぐ切れ目ない支援体制づくりの構築を進め、制度の狭間に置かれた方々の支援に取り組みます。

社協などができること

- ・福祉まると相談窓口のさらなる周知に取り組みます。
- ・各相談員（34 ページ図1 参照）の連携を強化（35 ページ図2 参照）し、ケースの情報共有と積極的なアウトリーチ（※1）に努めます。
- ・各コミュニティセンターとの連携を強化し、各地域で受けた相談を福祉まると相談窓口につなぐ体制づくりに努めます。
- ・関係機関との連携強化に努めます。
- ・社協ホームページ内に、SNS（LINE、E-mail など）を活用した相談窓口を開設し、直接来所することが難しい方が相談しやすい環境を整えます。
- ・福祉専門職の相談技術の向上に努めます。

○社協が取り組む具体的な事業など

・福祉まると相談窓口

(地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、子育て世代包括支援事業、自立相談支援機関)

・相談支援包括化推進員設置事業

用語の解説

※1 アウトリーチ

アウトリーチは、英語で「手を伸ばす」という意味。助けが必要であるにもかかわらず自ら申し出ることができない人たちに対して、公共機関などが積極的に働きかけ、必要なサービスや情報を届けること。

図1

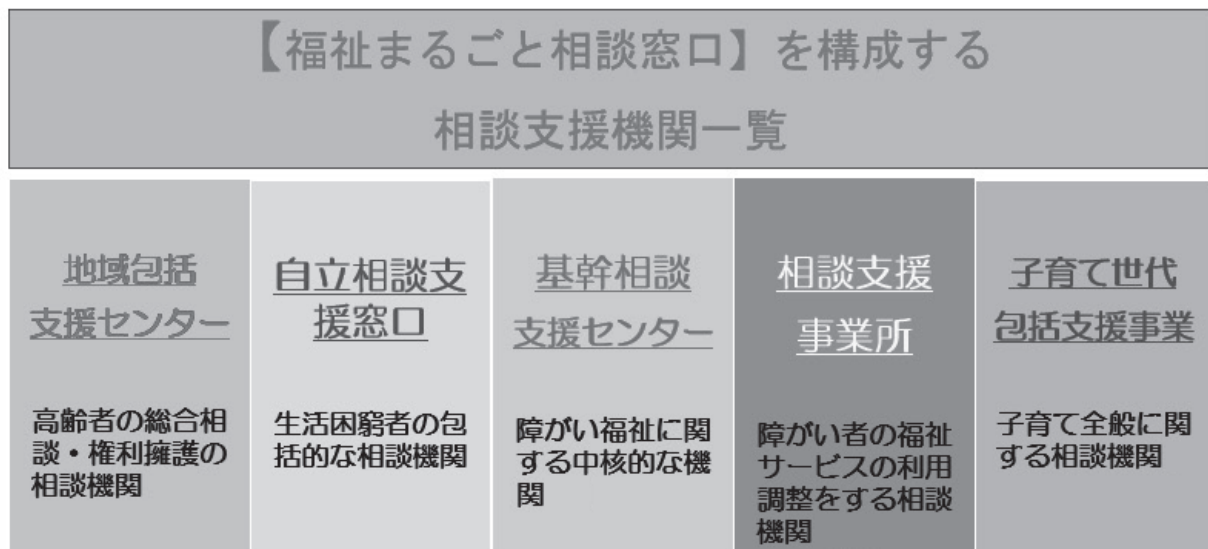
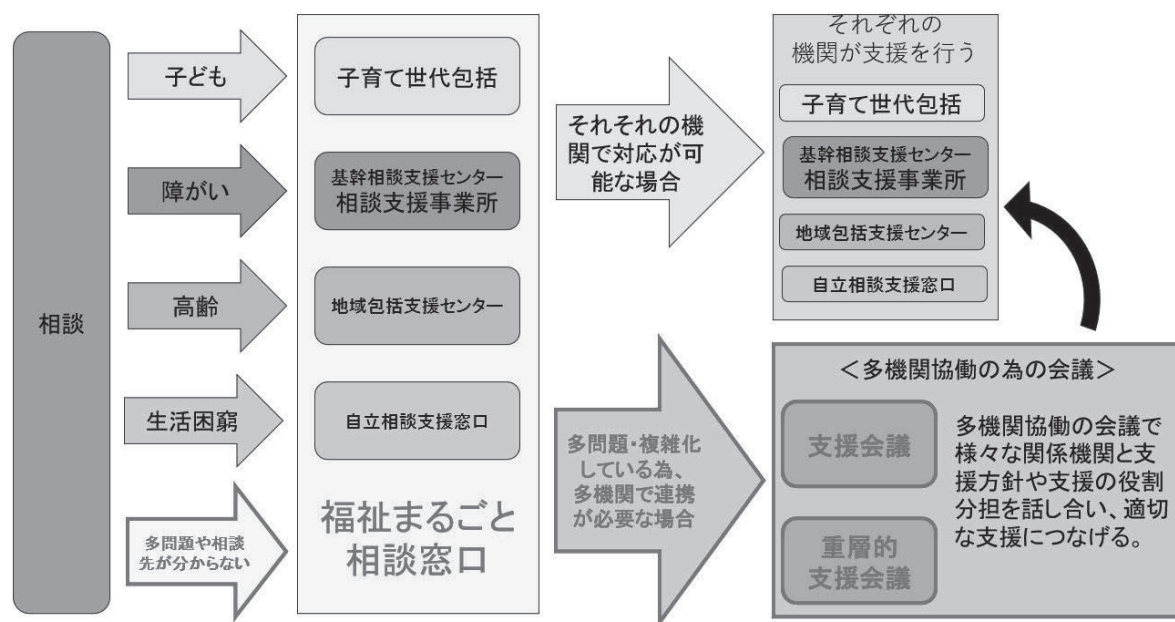


図 2

<福祉まると相談窓口での相談支援フロー>



福祉まると相談窓口

主な取り組み：3－1－2

関係機関との連携強化

○取り組みの方向性

相談支援体制の充実を図るため、市内の相談支援機関とのさらなる連携強化、に取り組めます。

○取り組むこと（できること）

＜地域で共に取り組むこと＞

地域の福祉課題に関心を持ち、自分たちで対応が難しいことは、社協や相談支援機関に相談しましょう。

地域でできること

- ・自分の周りで行われる福祉出前講座に参加し、自分のことから行動していきましょう。
- ・「困ったときはお互い様」の互いに助け合う気持ちをもって生活しましょう。
- ・自分たちでどうしたら良いかわからない時は、早めに民生委員・児童委員や社協などに相談しましょう。
- ・社協などからの依頼や問い合わせには、できる限り協力しましょう。

＜社協など関係機関が取り組むこと＞

子ども、障がい者、高齢者、生活困窮者など分野を隔てることなく、様々な機関と連携して支援体制の構築に取り組めます。

社協などができること

- ・研修など他分野の支援者同士が情報交換できる場を設けることで、顔の見える関係づくりに取り組めます。
- ・市内の相談支援機関との連携を強化します。
- ・支援者間で課題や支援方針の共有を行うために、積極的にケース会議を開催します。
- ・他職種との連携に対応できる人材の育成に取り組めます。

○社協が取り組む具体的な事業など

- ・福祉まるごと相談窓口

(地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、子育て世代包括支援事業、自立相談支援機関)

- ・相談支援包括化推進員設置事業



相談支援機関の合同研修会

基本目標 3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

施策の方向性 3-2

権利擁護のための支援の充実

○進める上での現状（背景）と課題

少子高齢化や核家族化など社会構造の変化により、独居高齢者や高齢者世帯、身寄りのない方や身寄りがあっても支援が受けられない方が増加しました。また、知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分であったり、親亡き後の不安を抱えながら地域生活を送る方も少なくありません。

このような状況の中、判断能力が不十分な状態になっても「住みなれた地域で自分らしく生きる」ことができるよう、権利擁護のための支援をスムーズに行える体制の整備と強化が重要性を増しています。

また、ストレスなど様々な要因で増加傾向にある虐待の早期発見や予防を推進することも、安心して暮らせる地域に不可欠な取り組みになっています。

主な取り組み

- 1 成年後見制度の利用促進（39～41 ページ参照）
- 2 虐待防止に向けた体制強化（42～43 ページ参照）

主な取り組み：3 - 2 - 1

成年後見制度の利用促進

○取り組みの方向性

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が低下した方の権利擁護（※1）をするため、その状態や状況に応じて、あんしんサポート（※2）や成年後見制度などの制度を活用しながら意思決定支援（※3）に取り組めます。

○取り組むこと（できること）

＜地域で共に取り組むこと＞

判断能力が低下し、生活を送る上で支障がある場合は、行政や社協などの相談窓口にご相談しましょう。

地域でできること

- ・高齢者や障がい者、または、その家族が金銭管理や将来の判断能力に不安があったり、親亡き後の子どもの心配などがある場合は、成年後見支援センター（※4）や地域包括支援センター、基幹相談支援センターに相談しましょう。

＜社協など関係機関が取り組むこと＞

権利擁護に関する各種事業を推進し、相談受付から適切な権利擁護まで切れ目なく支援ができる体制を整えます。

社協などができること

- ・成年後見支援センターとの連携を強化し、住民が成年後見制度を適切・効果的に利用できるようにします。
- ・あんしんサポート利用者がスムーズに成年後見制度へ移行できるしくみや体制を整えます。
- ・あんしんサポート事業、法人後見（※5）事業の機能強化と事業拡大（職員体制の充実と受任件数増）をしていきます。

○社協が取り組む具体的な事業など

- ・福祉まるごと相談窓口

(地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、子育て世代包括支援事業、自立相談支援機関)

- ・あんしんサポート事業
- ・法人後見事業

用語の解説

※ 1 権利擁護

本人の意思を尊重し、自分らしい生活が送れるようにその権利を守るための取り組みや支援をすること。

※ 2 あんしんサポート

社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の通称。認知症・知的障がい・精神障がいなどにより日常生活上の判断や金銭管理に不安を抱えている方に対し、契約に基づいて「福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス・書類等の預かりサービス」等の援助をすることで「権利擁護（その方らしい生き方または暮らし方の支援をすること）」を行うことを目的としている。

※ 3 意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える方が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援すること。

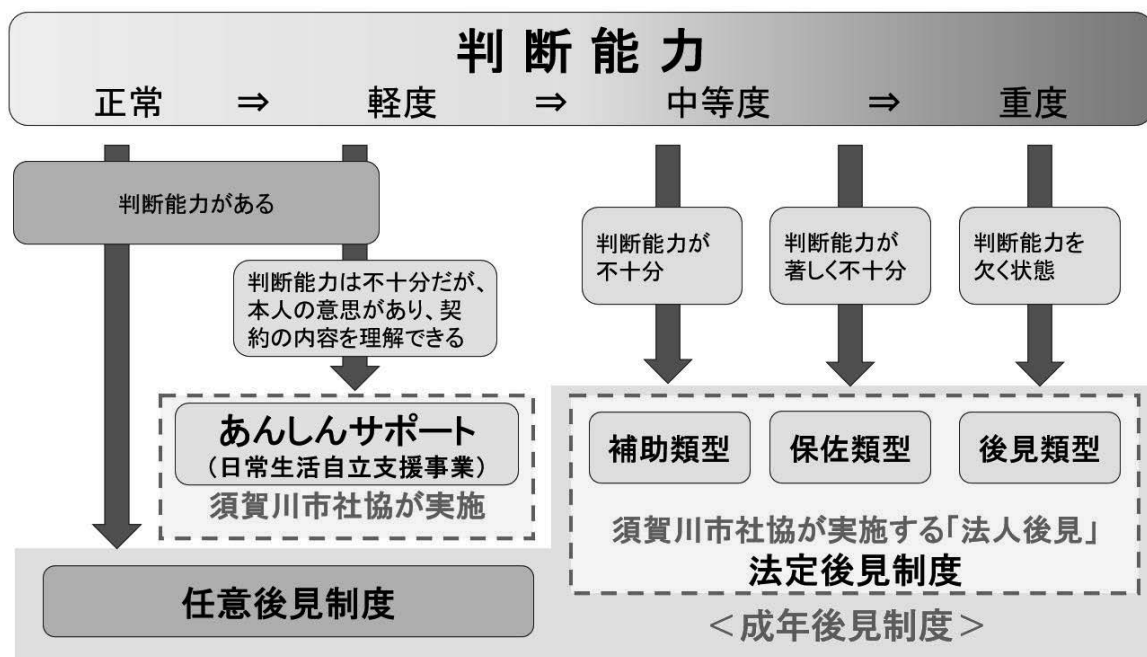
※ 4 成年後見支援センター

市町村などに設置される機関で、地域住民の権利擁護を主導する役割を担う。具体的な役割として、「権利擁護支援のネットワーク全体のコーディネート」「広報活動」「被成年後見人および後見人の支援・相談」「支援のための協議会の調整および運営」などがある。

※ 5 法人後見

社会福祉法人やNPO等の法人が、成年後見人等になって判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護等の支援を行うこと。成年後見人等には特定の個人が就任することが一般的だが、「法人後見」の場合だと、担当者の変更など事務的な手続きがスムーズにできるといったメリットがある。

成年後見制度活用の流れ



主な取り組み：3－2－2

虐待防止に向けた体制強化

○取り組みの方向性

人権を侵害する虐待を未然に防ぐため、地域での関心を高め、地域全体で権利擁護ができる地域を目指します。

○取り組むこと（できること）

＜地域で共に取り組むこと＞

身の回りで虐待が疑われるような方などを見かけた時は、相談窓口につなぎましょう。

地域でできること

- ・虐待が疑われる状況を見かけた時は、市役所や地域包括支援センター、基幹相談支援センターに相談しましょう。
- ・虐待防止に関する研修会や出前講座へ積極的に参加しましょう。

＜社協など関係機関が取り組むこと＞

虐待を防止するため、発生前の教育や発生後の対応など、関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの人権を守ります。

社協などができること

- ・虐待防止に関する出前講座を実施していきます。
- ・福祉事業所や専門職に対して、権利擁護や虐待防止に関する研修会を実施していきます。

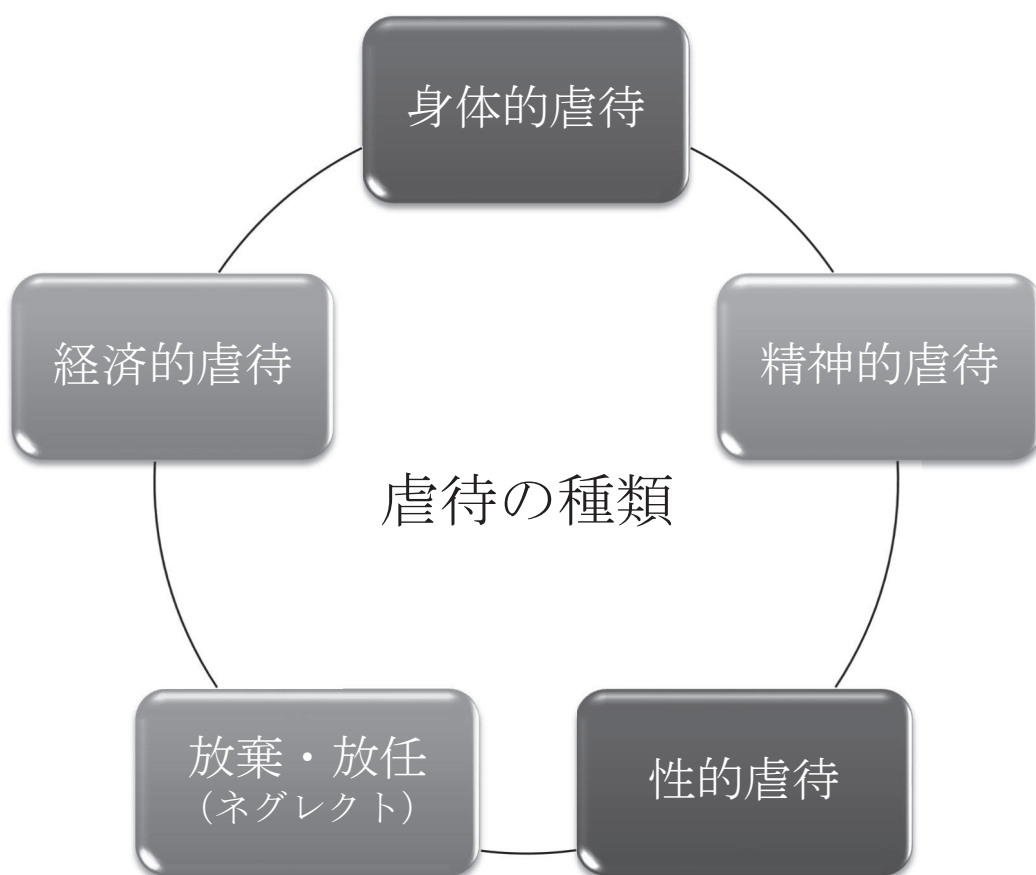
○社協が取り組む具体的な事業など

- ・福祉まるごと相談窓口

（地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、子育て世代包括支援事業、自立相談支援機関）



福祉事業所への虐待防止研修



基本目標 3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

施策の方向性 3-3

安心して暮らせるための基盤づくり

○進める上での現状（背景）と課題

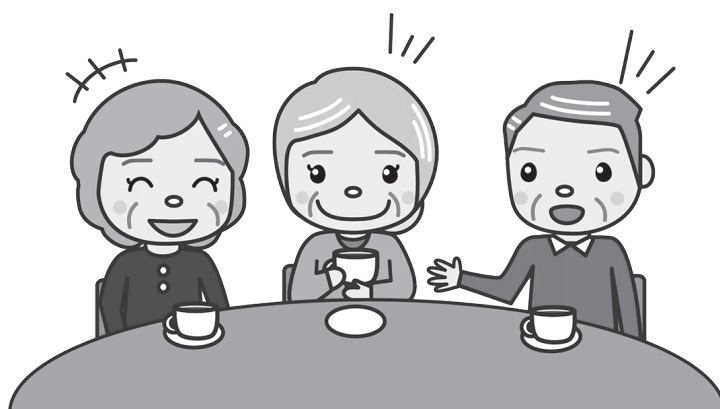
少子高齢化や家族構成の変化により、地域では生活のしにくさを抱えながら生活を送っている方が多くいます。また、近所付き合いの希薄化などにより、社会から孤立してしまっている方もおり、地域のつながりが弱体化している状況が散見されます。

このような中、誰もが安心して暮らしていくためには、地域のつながりをつくり、お互いの助け合いのしくみをつくっていく必要があります。

また、地域温暖化などにより、近年、災害の発生頻度が増加しており、災害に備えた対応がますます重要になっています。

主な取り組み

- 1 地域特性に応じた課題解決のためのしくみづくり（45～47 ページ参照）
- 2 災害に備えた地域づくり（48～50 ページ参照）



主な取り組み：3 - 3 - 1

地域特性に応じた課題解決のためのしくみづくり

○取り組みの方向性

地域の課題となっている社会からの孤立や生活困窮を防止するため、近隣住民のつながりづくりと社会参加の機会の確保、そして生活困窮者の早期発見に努めます。そして、誰もが住み慣れた地域で最期まで「自分らしい生活（生き方）」が送れるよう情報提供や啓発活動を行います。

○取り組むこと（できること）

＜地域で共に取り組むこと＞

地域が抱える課題を地域で解決できるよう、住民同士が助け合える地域を目指していきましょう。

地域でできること

- ・外出手段がないために生活に困っていたり、家に閉じこもりがちな人がいたら、声をかけ合い、助け合いましょう。
- ・地域の助け合いに興味を持ち、自分のできる範囲で行えるボランティアに参加しましょう。

＜社協など関係機関が取り組むこと＞

現在実施している事業の拡大やボランティアの養成、地域の助け合いのしくみづくりをすることで、地域課題が解決できるよう努めます。

社協などができること

- ・共同募金配分金を活用し、社協が現在取り組んでいる「いってみっカー！」（※1）を、高齢者・障がい者支援を行っている社会福祉法人等の協力を得て、取り組みを拡大し、新たな地域で実施します。
- ・シニア層に働きかけ、ボランティアの人材確保に向けて取り組んでいきます。また、まごころ福祉サービス（※2）の事業メニューの見直し・整理や強化をしていきます。
- ・生活困窮者の早期発見に努め、フードバンク事業などを活用しながら生活再建に向けた支援に努めます。
- ・ACP（※3）やエンディングノート（※4）の普及啓発に取り組んでいきます（出前講座）。

○社協が取り組む具体的な事業など

- ・ボランティアセンター事業
- ・お買い物バスいってみっカー！
- ・まごころ福祉サービス
- ・フードバンク事業

用語の解説

※1 いってみっカー！

高齢者や障がい者などで、外出が困難な状況にある方を、市内のスーパーまで移送する外出支援の取り組み。現在、長沼・岩瀬地区で実施している。

※2 まごころ福祉サービス

須賀川市内に在住する低所得世帯の高齢者もしくは障がい者のうち、家族や地域から送迎支援を受けることが困難な方に対する会員制の受診時等の移送サービス。

※3 A C P

アドバンス・ケア・プランニングの略。

人生の最終段階の時に、自分がどのような医療やケアを望むのかを事前に家族や信頼できる人、医療・介護従事者と繰り返し話し合い、共有すること。人生会議とも呼ばれる。

※4 エンディングノート

自分自身に万が一のことがあった時に備えて、自分に関する様々な情報をまとめておくノート。





送迎の様子



買い物して一休み



買い物後のお茶会

災害に備えた地域づくり

○取り組みの方向性

災害が発生しても、住民同士が助け合いながら避難をしたり、早期に生活の再建が図れるよう、平常時から準備を行い、有事に備えます。

また、災害発生時は、迅速に災害ボランティアセンターを立ち上げ、企業や団体、住民などの協力を得ながら円滑に運営をしていきます。

○取り組むこと（できること）

＜地域で共に取り組むこと＞

平常時から地域住民同士がつながりを持ち、大災害が発生しても住民同士が助け合える地域を目指しましょう。

地域でできること

○平常時

- ・日頃から近隣の方々との支え合える関係づくりに積極的に努めましょう。
- ・地域のハザードマップや最寄りの避難所を確認するなど、災害時に活用できる情報を住民同士で共有しましょう。
- ・行政や町内会等で行われる防災講座等に積極的に参加し、防災について学びを深めましょう。
- ・防災グッズの備蓄など、それぞれが可能な範囲で災害に備えましょう。
- ・行政や町内会が実施する防災訓練に参加し、災害発生時の避難や対応などについて事前に話し合っておきましょう。
- ・避難行動要支援者名簿（※1）の作成に協力しましょう。

○災害発生時

- ・避難行動要支援者名簿を活用し、住民の安否確認を行い、互いに声を掛け合いながら、助け合いましょう。

＜社協など関係機関が取り組むこと＞

地域から孤立しがちな住民の把握に努めるとともに、平常時から防災教育や訓練などを行いながら防災意識を高め、災害発生時には、地域住民や関係機関・団体等の協力を得て災害ボランティアセンターの運営を行います。

社協などができること

○平常時

- ・日頃の業務を通して、要援護者に対する注意喚起を行います。
- ・地域住民の防災意識、自助・互助意識の醸成を目的とした防災講座（DIG（※2）・HUG（※3）・炊き出し訓練・避難訓練等）を開催します。
- ・他の社協、企業、地域団体と協定を結び、災害ボランティアセンターの運営体制の強化に努めます。
- ・他市町村の災害ボランティアセンターへの職員派遣により、センター運営に関する知識の習得を図り、体制強化に努めます。
- ・災害ボランティアセンターをスムーズに運営できるよう、設置、運営訓練を行います。

○災害発生時

- ・避難所に必要なボランティアを派遣するとともに、要援護者に対しては、各専門機関と連携を図りながら、必要な支援を行います。
- ・市と連携しながら災害ボランティアセンターを設置し、被災状況とニーズの把握に努め、地域住民や各関係機関の協力を得ながら多様なボランティア活動を可能にするためのマッチングを実施します。

○社協が取り組む具体的な事業など

- ・災害ボランティアセンター
- ・防災講座

用語の解説

※1 避難行動要支援者名簿

災害時避難するのに他者から何らかの支援を必要としている人の台帳。

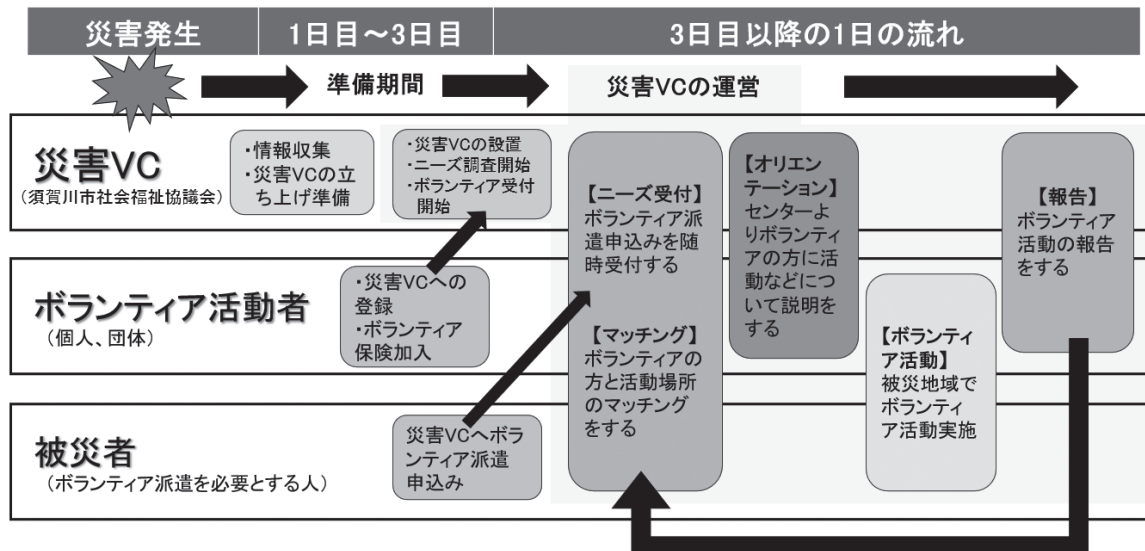
※2 DIG

Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の頭文字をとって名付けられた「DIG」。災害図上訓練とも呼ばれ、自分の地域や住まい・職場に潜む災害の危険性を地図上に「見える化」し、どのような対策が必要かを検討することができる。

※ 3 HUG

H（避難所）、U（運営）、G（ゲーム）の略で、一般住民向けシミュレーション型訓練。ある市の避難所運営を任されたという想定の下で、次々やってくる避難者の状況や要望を考慮しながら、迅速かつ適切に対応する術を学ぶことができる。

災害ボランティアセンター（災害VC）設置からの流れ



災害ボランティアセンターの様子



防災講座（左：DIG、右：炊き出し）の様子

4 計画の推進体制・評価体制

①計画の推進体制

第4次計画の事業推進にあたっては、須賀川市社会福祉協議会理事で構成する事業委員会を進行管理機関として毎年度、事業の実施状況の報告を行います。

また、本計画推進においては、行政、福祉、保健、教育、企業などの関係機関との連携を一層重視していきます。

②計画の評価体制

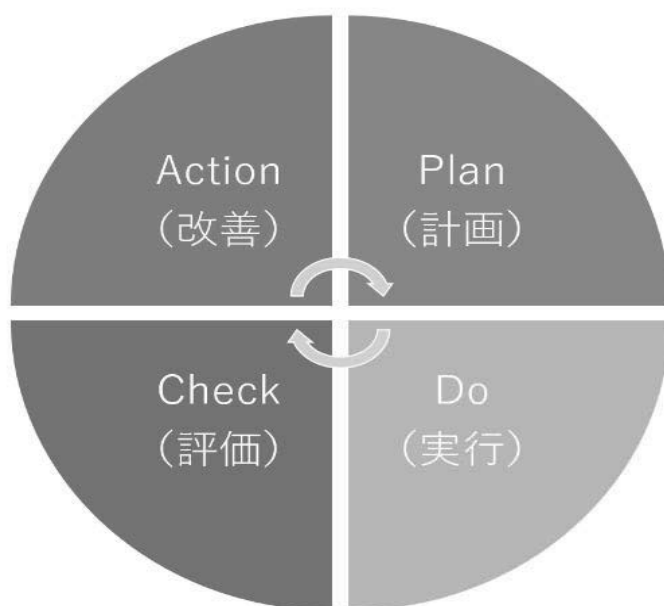
今後の社会情勢の変化や新たな国の施策及び市民のニーズ等に柔軟に対応するため、年度末に本計画の評価を行い、進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

第3次計画の評価については、PDCA サイクルを活用しながら行い、課題や改善策を第4次計画に反映させています。なお、評価については、第3次計画の体系図中の実施計画の項目ごとに実施しています。

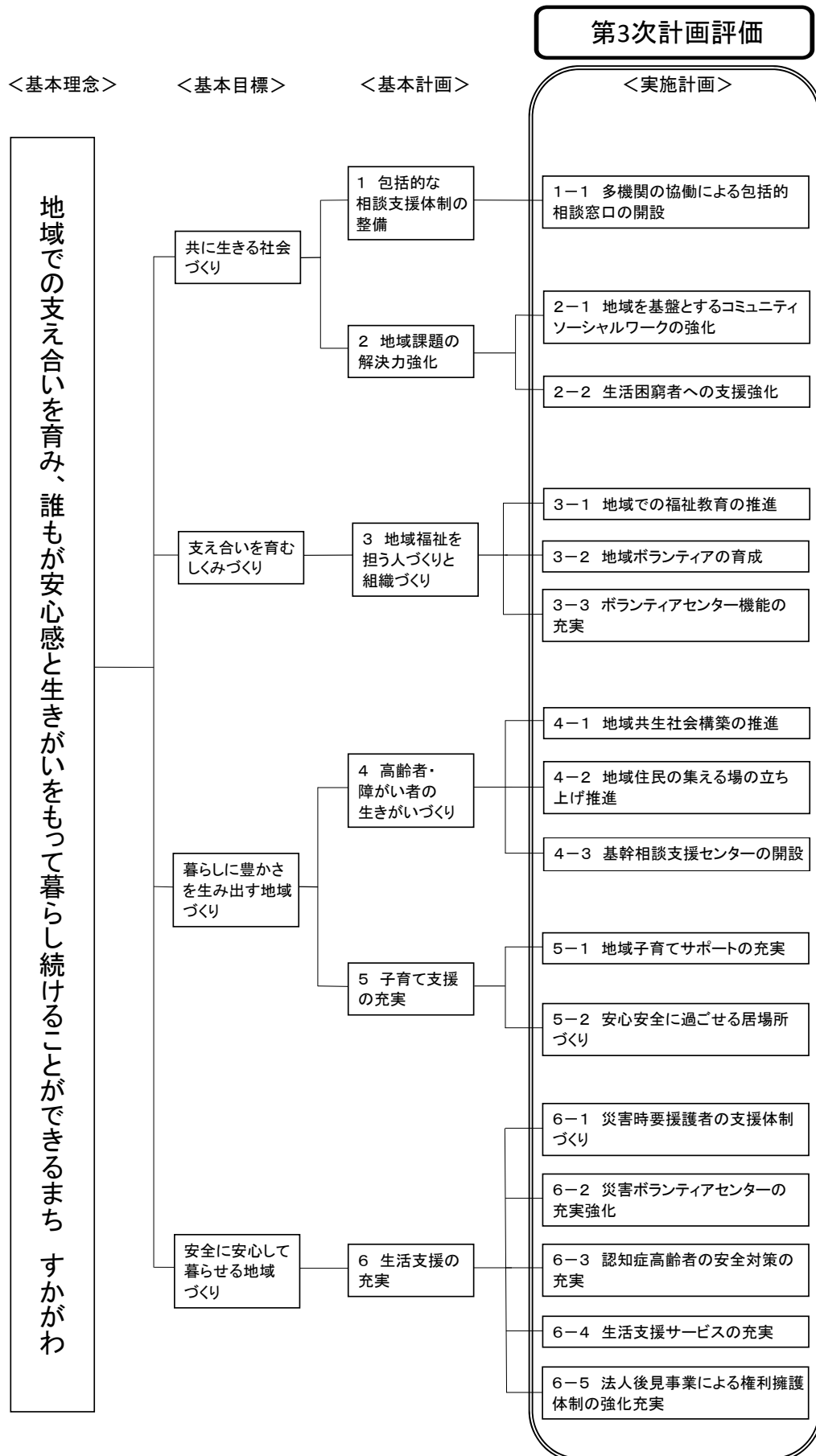
用語の解説

※1 PDCAサイクル

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）を繰り返して、業務の改善や効率化を図るフレームワークのことです。



第3次地域福祉活動計画の体系図



第3次地域福祉活動計画（実施計画）評価シート

基本目標	共に生きる社会づくり	
基本計画	1 包括的な相談支援体制の整備	
実施計画（実施項目）	1-1 多機関の協働による包括的相談窓口の開設	
現在までの主な実施状況	・令和2年度より「福祉まるごと相談窓口」を開設した。子育てから障がい者・高齢者まで「断らない相談窓口」を掲げて、多岐にわたる相談に応じている。 ・なお、地区民生委員・児童委員や住民を対象に周知啓発活動にあたっている。	
評価	A	A 事業を推進し、十分な成果があった。
		B 事業を推進し、一定の成果があったが、一部不十分なところもあった。
		C 事業を推進したが、十分な成果が得られなかった。
今後に向けた課題	・幅広い相談に的確に応じるため職員の「対応力」のさらなる向上が必要。 ・市関係部署とのさらなる連携が必要。	
課題解決のための改善内容・取り組み方針	・「受け止める」ための各専門職の対応力強化を図る必要性がある。 ・各職員の面接能力（スキル）の向上・啓発及び内外研修による能力開発に取り組む。 ・市関係部署のみならず外部相談支援機関との連携・強化を図るとともに、重層的相談支援体制整備事業を踏まえた「相談支援」強化に取り組む。	

令和7年度以降の取り組み区分	1	1 現行の事業を継続し、さらなる充実を図る。
		2 事業の改善を図るため、事業内容を見直し変更する。
		3 所期の目的を達成したため、事業を終了する。
		4 事業の抜本的な見直しが必要なため事業を中止する。

第3次地域福祉活動計画（実施計画）評価シート

基本目標	共に生きる社会づくり	
基本計画	2 地域課題の解決力強化	
実施計画（実施項目）	2-1 地域を基盤とするコミュニティソーシャルワーカーの強化	
現在までの主な実施状況	・コロナ禍により、地域との関わりが薄れていたが、徐々に元に戻りつつあり、地域課題に対し住民と共有、課題解決へ向けての話し合いが各地で行われてきた。 ・福祉まるごと相談窓口の設置により各ケース支援にあたるとともに、コミュニティソーシャルワーカーとして地域活動に積極的に取り組んでいる。	
評価	B	A 事業を推進し、十分な成果があった。
		B 事業を推進し、一定の成果があったが、一部不十分なところもあった。
		C 事業を推進したが、十分な成果が得られなかった。
今後に向けた課題	・個別ケースが抱える課題から「地域課題」への転換が未だ図られていない。 ・地域と「地域課題」についての具体的な解決策の話し合いが未だされていない。	
課題解決のための改善内容・取り組み方針	・事例検討会等を通じて、地域住民と専門職が「地域課題」の共有を図れる機会を意識的に設けていく。 ・重層的支援体制整備事業との連動により、内外の専門職と地域課題の抽出と検討を実施する。	
令和7年度以降の取り組み区分	1	1 現行の事業を継続し、さらなる充実を図る。
		2 事業の改善を図るため、事業内容を見直し変更する。
		3 所期の目的を達成したため、事業を終了する。
		4 事業の抜本的な見直しが必要なため事業を中止する。

第3次地域福祉活動計画（実施計画）評価シート

基本目標	共に生きる社会づくり	
基本計画	2 地域課題の解決力強化	
実施計画（実施項目）	2-2 生活困窮者への支援強化	
現在までの主な実施状況	・福祉まると相談窓口を開設、自立相談支援機関を中心としながら、生活困窮者への支援に取り組んでいる。 ・令和2年4月から新型コロナウイルス感染症による生活困窮者への支援策としての「緊急小口・総合支援資金貸付」を実施している。 ・令和3年12月から福島コープとの連携により、フードバンク事業を実施している。 ・引きこもり支援については、チラシの作成や出前講座等で地域住民に周知啓発を図っている。	
評価	B	A 事業を推進し、十分な成果があった。
		B 事業を推進し、一定の成果があったが、一部不十分なところもあった。
		C 事業を推進したが、十分な成果が得られなかった。
今後に向けた課題	・引きこもり支援における地域（住民）との共有・協働が図られていない。 ・生活困窮者支援における各関係機関（行政含む）との連携が不足している。	
課題解決のための改善内容・取り組み方針	・地域住民に対し、「引きこもり支援」について、広く理解が図られるよう「福祉教育・出前講座」を実施する。 ・各相談支援専門機関（相談支援事業所・地域包括支援センター等）におけるケース検討会議の開催等により共有化を図る。 ・地区民生委員・児童委員等への周知啓発を行う。	

令和7年度以降の取り組み区分	1	1 現行の事業を継続し、さらなる充実を図る。
		2 事業の改善を図るため、事業内容を見直し変更する。
		3 所期の目的を達成したため、事業を終了する。
		4 事業の抜本的な見直しが必要なため事業を中止する。

第3次地域福祉活動計画（実施計画）評価シート

基本目標	支え合いを育むしくみづくり	
基本計画	3 地域福祉を担う人づくりと組織づくり	
実施計画（実施項目）	3-1 地域での福祉教育の推進	
現在までの主な実施状況	・高齢者疑似体験（小学生対象）や支援学校（中等部）へのバリアフリーと車いす体験、施設交流などにより、小中学生への学習の機会を創出してきた。 ・サマーショートボランティア（高校生対象）により、高校生への福祉の職場体験などを実施した。 ・ボランティア登録者（高校生、大学生等）へのボランティアコーディネートを実施した。	
評価	B	A 事業を推進し、十分な成果があった。 B 事業を推進し、一定の成果があったが、一部不十分なところもあった。 C 事業を推進したが、十分な成果が得られなかった。
今後に向けた課題	・広報等周知が不足していた。 ・地域住人（子どもから大人までの性別年齢を問わない）との関わり方につながらなかった。 ・関係機関との連携（社協内も含む）が不足していた。 ・福祉教育のバリエーションが不足していた。	
課題解決のための改善内容・取り組み方針	・各地域の包括支援センターや関係機関との連携を強化する。 ・他の事業と共同し体験型福祉教育を実施していく。（キャップハンディ事業等） ・ボランティアの活動先を拡大していく。 ・福祉教育の新しいメニュー開発のための資源の掘り起こしを行う。	
令和7年度以降の取り組み区分	1	1 現行の事業を継続し、さらなる充実を図る。 2 事業の改善を図るため、事業内容を見直し変更する。 3 所期の目的を達成したため、事業を終了する。 4 事業の抜本的な見直しが必要なため事業を中止する。

第3次地域福祉活動計画（実施計画）評価シート

基本目標	支え合いを育むしくみづくり	
基本計画	3 地域福祉を担う人づくりと組織づくり	
実施計画（実施項目）	3-2 地域ボランティア（担い手）の育成	
現在までの主な実施状況	・各種ボランティア養成講座（まごころ福祉サービス養成講座、介護予防ボランティア養成講座、ふれあい電話養成講座（傾聴））を開催した。 ・ボランティアへ各種ボランティア活動を紹介し、周知を図った。	
評価	B	A 事業を推進し、十分な成果があった。
		B 事業を推進し、一定の成果があったが、一部不十分なところもあった。
		C 事業を推進したが、十分な成果が得られなかった。
今後に向けた課題	・各地区でのボランティア活動や養成講座が不足していた。 ・他の関係機関、団体との連携が不十分であった。	
課題解決のための改善内容・取り組み方針	・各地区においてボランティア養成講座を開催していく。 ・登録ボランティアに対する定期的、継続的な情報発信により、つながりを強化する。 ・他の関係機関、団体との情報交換や連携強化を行う。	

令和7年度以降の取り組み区分	1	1 現行の事業を継続し、さらなる充実を図る。
		2 事業の改善を図るため、事業内容を見直し変更する。
		3 所期の目的を達成したため、事業を終了する。
		4 事業の抜本的な見直しが必要なため事業を中止する。

第3次地域福祉活動計画（実施計画）評価シート

基本目標	支え合いを育むしくみづくり	
基本計画	3 地域福祉を担う人づくりと組織づくり	
実施計画（実施項目）	3-3 ボランティアセンター機能の充実	
現在までの主な実施状況	・窓口、電話等の相談に対してボランティア活動の斡旋を行った。 ・ボランティア活動保険を周知し加入を促進した。	
評価	C	A 事業を推進し、十分な成果があった。
		B 事業を推進し、一定の成果があったが、一部不十分なところもあった。
		C 事業を推進したが、十分な成果が得られなかった。
今後に向けた課題	・ボランティアセンターのさらなる機能強化が必要である。 ・地域における福祉教育が不十分であった。 ・ボランティア活動を行う場の創出が不十分であった。	
課題解決のための改善内容・取り組み方針	・ボランティアニーズの掘起し機能を強化する。 ・ボランティア活動の世代等（年齢）を絞った育成研修を行う。 ・目的、状況に合わせたボランティア育成研修を行う。 ・地域の実情に合わせたボランティア育成研修を行う。 ・広報活動によるPRを強化する。	
令和7年度以降の取り組み区分	2	1 現行の事業を継続し、さらなる充実を図る。
		2 事業の改善を図るため、事業内容を見直し変更する。
		3 所期の目的を達成したため、事業を終了する。
		4 事業の抜本的な見直しが必要なため事業を中止する。

第3次地域福祉活動計画（実施計画）評価シート

基本目標	暮らしに豊かさを生み出す地域づくり	
基本計画	4 高齢者・障がい者の生きがいづくり	
実施計画（実施項目）	4-1 地域共生社会構築の推進	
現在までの主な実施状況	・介護予防教室を実施した。 ・小中学校からの依頼を受けて「高齢者疑似体験」を実施した。 ・地域住民への「認知症サポーター養成講座」等の啓発活動に取り組んでいる。	
評価	B	A 事業を推進し、十分な成果があった。
		B 事業を推進し、一定の成果があったが、一部不十分なところもあった。
		C 事業を推進したが、十分な成果が得られなかった。
今後に向けた課題	・出前講座等の福祉教育は、コロナ禍もあり積極的な実施開催には至らなかった。地域へのさらなる「ノーマライゼーション」普及啓発の働きかけが必要である。 ・障がい者が暮らしやすい地域づくりに取り組めるような働きかけ（つなぎ）が出来なかった。また、インフォーマルサポートの開発・活用までは至らなかった。 ・地域住民及び関係機関との連携、広報周知が不十分であった。	
課題解決のための改善内容・取り組み方針	・これまで実施している「（高齢者）疑似体験」を見直し、障がい者の疑似体験もできるようカリキュラムを拡充する。 ・地域にすでに存在している「通いの場」の有効な活用を図り、ノーマライゼーション出前講座等を実施する。 ・各相談支援専門機関（障がい・高齢）との連携を強化する。 ・市内の各社会福祉法人と連携を図り、「公益的な取り組み」について協議検討する。	

令和7年度以降の取り組み区分	1	1 現行の事業を継続し、さらなる充実を図る。
		2 事業の改善を図るため、事業内容を見直し変更する。
		3 所期の目的を達成したため、事業を終了する。
		4 事業の抜本的な見直しが必要なため事業を中止する。

第3次地域福祉活動計画（実施計画）評価シート

基本目標	暮らしに豊かさを生み出す地域づくり	
基本計画	4 高齢者・障がい者の生きがいづくり	
実施計画（実施項目）	4-2 地域住民の集える場（通いの場）の立ち上げ推進	
現在までの主な実施状況	・市との連携を図りながら、高齢者の通いの場（ウルトラ週いっ会や介護予防教室等）づくりに取り組んだ。 ・認知症カフェは月1回の定期開催に加え、他地区でサテライトでの不定期開催を行った。 ・令和4年度から障がい者地域活動支援センターを開設している。	
評価	B	A 事業を推進し、十分な成果があった。
		B 事業を推進し、一定の成果があったが、一部不十分なところもあった。
		C 事業を推進したが、十分な成果が得られなかった。
今後に向けた課題	・地域住民と障がい者本人を結びつけるような働きかけが出来ず、インフォーマルサポートの創出・活用まで至らなかった。 ・既存の通いの場を有効に活用することが出来なかった。	
課題解決のための改善内容・取り組み方針	・既存の通いの場を活用し、ノーマライゼーションに関する啓発活動を行う。 ・地域ケア会議の開催等により地域住民との連携協働を行う。 ・地域活動支援センターとの連携による参加支援を行う。 ・地域でのインフォーマルサポート（住民同士の見守り・支えあい活動等）に関する情報収集を行う。	
令和7年度以降の取り組み区分	1	1 現行の事業を継続し、さらなる充実を図る。
		2 事業の改善を図るため、事業内容を見直し変更する。
		3 所期の目的を達成したため、事業を終了する。
		4 事業の抜本的な見直しが必要なため事業を中止する。

第3次地域福祉活動計画（実施計画）評価シート

基本目標	暮らしに豊かさを生み出す地域づくり	
基本計画	4 高齢者・障がい者の生きがいづくり	
実施計画（実施項目）	4-3 基幹相談支援センターの開設	
現在までの主な実施状況	令和2年4月に「福祉まるごと相談窓口」内に「すかがわ地方基幹相談支援センター」を開設。総合相談体制の整備・人材育成・権利擁護の推進・地域移行・地域自立支援協議会の運営に取り組んでいる。	
評価	A	A 事業を推進し、十分な成果があった。
		B 事業を推進し、一定の成果があったが、一部不十分なところもあった。
		C 事業を推進したが、十分な成果が得られなかった。
今後に向けた課題	・地域との関係性がやや希薄である。 ・困難ケースへの対応力のさらなる向上が必要。	
課題解決のための改善内容・取り組み方針	・地域の相談支援専門員や地域包括支援センター等相談支援専門職との合同研修等による「チームアプローチ」の充実を図る。 ・OJT等による支援者の「孤立化」を防止するための取り組みを行う。	

令和7年度以降の取り組み区分	1	1 現行の事業を継続し、さらなる充実を図る。
		2 事業の改善を図るため、事業内容を見直し変更する。
		3 所期の目的を達成したため、事業を終了する。
		4 事業の抜本的な見直しが必要なため事業を中止する。

第3次地域福祉活動計画（実施計画）評価シート

基本目標	暮らしに豊かさを生み出す地域づくり	
基本計画	5 子育て支援の充実	
実施計画（実施項目）	5-1 地域子育てサポートの充実	
現在までの主な実施状況	・病児病後児預かり保育の実施に向けての調査・研究を実施した。 ・令和2年度から子育て包括支援センター事業を実施し、妊娠、出産、育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や関係機関と連携を行った。 ・子育て中の困窮世帯に対し、フードバンクの支援を定期的に行った。 ・預かり支援事業（ファミリーサポートセンター）を実施している。 ・家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート）を実施している。	
評価	B	A 事業を推進し、十分な成果があった。 B 事業を推進し、一定の成果があったが、一部不十分なところもあった。 C 事業を推進したが、十分な成果が得られなかった。
今後に向けた課題	・地域での子育て支援の充実が必要である。 ・不登校、ヤングケアラー、引きこもり等のさらなる支援が必要である。 ・ひとり親家庭、孤独な子育てをしている当事者へのさらなる支援が必要である。 ・近所づきあい、地域づきあいが希薄化している。 ・世代別・目的別の交流の場が不足している。	
課題解決のための改善内容・取り組み方針	・SOSにいち早く気づき、必要な地域資源や関係機関と連携し必要な支援に繋げる仕組みの構築を図る。 ・必要な情報を提供していく。 ・地域での相談できる場づくりを行う。 ・地域での支え合う仕組みの構築を図る。	
令和7年度以降の取り組み区分	1	1 現行の事業を継続し、さらなる充実を図る。 2 事業の改善を図るため、事業内容を見直し変更する。 3 所期の目的を達成したため、事業を終了する。 4 事業の抜本的な見直しが必要なため事業を中止する。

第3次地域福祉活動計画（実施計画）評価シート

基本目標	暮らしに豊かさを生み出す地域づくり	
基本計画	5 子育て支援の充実	
実施計画（実施項目）	5-2 安心安全に過ごせる居場所づくり	
現在までの主な実施状況	・各地域において子ども食堂等の立上げ支援を行った。 ・地域において世代間交流が希薄になっていることから、住民交流を目的とした三世代交流事業を実施した。	
評価	B	A 事業を推進し、十分な成果があった。
		B 事業を推進し、一定の成果があったが、一部不十分なところもあった。
		C 事業を推進したが、十分な成果が得られなかった。
今後に向けた課題	・地域の子育て世帯だけではなく、高齢者、障がいのある人など、様々な人が気軽に立ち寄れるような居場所づくりが必要である。	
課題解決のための改善内容・取り組み方針	・親子で過ごせる場、子どもの食支援の場、不登校児等の活動の場、ボランティア参加など、地域が子ども達を育む取り組みの充実を図る。	

令和7年度以降の取り組み区分	1	1 現行の事業を継続し、さらなる充実を図る。
		2 事業の改善を図るため、事業内容を見直し変更する。
		3 所期の目的を達成したため、事業を終了する。
		4 事業の抜本的な見直しが必要なため事業を中止する。

第3次地域福祉活動計画（実施計画）評価シート

基本目標	安全に安心して暮らせる地域づくり	
基本計画	6 生活支援の充実	
実施計画（実施項目）	6-1 災害時要援護者の支援体制づくり	
現在までの主な実施状況	・民生児童委員方部会にて、避難行動要援護者登録制度の周知を図り、必要に応じて情報提供を行い、見守り等の支援を行った。	
評価	A	A 事業を推進し、十分な成果があった。
		B 事業を推進し、一定の成果があったが、一部不十分なところもあった。
		C 事業を推進したが、十分な成果が得られなかった。
今後に向けた課題	・防災意識のさらなる醸成が必要である。 ・地域の要援護者の把握をさらに行う必要がある。 ・地域とのさらなる連携が必要である。	
課題解決のための改善内容・取り組み方針	・各地区の自主防災組織の把握に努め、防災訓練への参加などを通して、地域との連携強化を図る。 ・各地区の防災訓練での（非常食の）炊き出し実施や出前講座（災害ボランティアセンターについて）を開催し、住民及び社協職員の知識の習得と連携強化を図る。	
令和7年度以降の取り組み区分	1	1 現行の事業を継続し、さらなる充実を図る。
		2 事業の改善を図るため、事業内容を見直し変更する。
		3 所期の目的を達成したため、事業を終了する。
		4 事業の抜本的な見直しが必要なため事業を中止する。

第3次地域福祉活動計画（実施計画）評価シート

基本目標	安全に安心して暮らせる地域づくり	
基本計画	6 生活支援の充実	
実施計画（実施項目）	6-2 災害ボランティアセンターの充実強化	
現在までの主な実施状況	・災害におけるボランティア活動に関する協定を締結した。（令和2年度） ・令和3年2月、福島沖地震発生に伴い災害ボランティアセンターを立ち上げ、約2週間の活動を実施（ニーズ7件、ボランティア11名）した。 ・令和4年3月、福島沖地震発生に伴い災害ボランティアセンターを立ち上げ、約2週間の活動を実施（ニーズ2件、ボランティア5名）した。	
評価	A	A 事業を推進し、十分な成果があった。
		B 事業を推進し、一定の成果があったが、一部不十分なところもあった。
		C 事業を推進したが、十分な成果が得られなかった。
今後に向けた課題	・大規模災害時に職員のみでの災害ボランティアセンターを運営するには限界があることから、関係機関との連携強化に取り組む必要がある。	
課題解決のための改善内容・取り組み方針	・社協職員対象の災害ボランティアセンター立ち上げ時のマニュアルを見直すとともに、人員配置の見直しを毎年度行い立ち上げ訓練を実施する。 ・市内企業や団体等と災害ボランティアセンター立ち上げ時の協力体制構築のために協定の締結を推進する。	

令和7年度以降の取り組み区分	1	1 現行の事業を継続し、さらなる充実を図る。
		2 事業の改善を図るため、事業内容を見直し変更する。
		3 所期の目的を達成したため、事業を終了する。
		4 事業の抜本的な見直しが必要なため事業を中止する。

第3次地域福祉活動計画（実施計画）評価シート

基本目標	安全に安心して暮らせる地域づくり	
基本計画	6 生活支援の充実	
実施計画（実施項目）	6-3 認知症高齢者の安全対策の充実	
現在までの主な実施状況	・認知症サポーター養成講座を開催した。また、講座受講者へ見守り・SOS ネットワーク登録勧奨することで、支援協力員の登録もあった。 ・模擬訓練を実施し、通報～連絡～検索～発見～保護までの一連の流れの確認と地域住民に対しての事業の啓発活動を行った。	
評価	B	A 事業を推進し、十分な成果があった。
		B 事業を推進し、一定の成果があったが、一部不十分なところもあった。
		C 事業を推進したが、十分な成果が得られなかった。
今後に向けた課題	・認知症サポーター養成講座の開催頻度の増加と、民間企業や小中学校など年代や業種を問わない方に受講していただくことが必要である。 ・見守り・SOS ネットワークの模擬訓練への地域住民の参加が少なかった。 ・見守り・SOS ネットワークの土日祝祭日の体制整備が不十分であった。 ・見守り・SOS ネットワークの検索範囲を市外へ拡大する必要がある。	
課題解決のための改善内容・取り組み方針	・民間企業や小中学校等へ認知症サポーター養成講座開催の周知啓発を強化する。 ・見守り・SOS ネットワークの検索模擬訓練を年1回程度開催し、事業の周知啓発を強化する。 ・見守り・SOS ネットワークの土日祝祭日の体制整備をする。 ・見守り・SOS ネットワークの近隣市町村との連携及び情報交換を図る。 ・認知症カフェの周知を図る。	
令和7年度以降の取り組み区分	1	1 現行の事業を継続し、さらなる充実を図る。
		2 事業の改善を図るため、事業内容を見直し変更する。
		3 所期の目的を達成したため、事業を終了する。
		4 事業の抜本的な見直しが必要なため事業を中止する。

第3次地域福祉活動計画（実施計画）評価シート

基本目標	安全に安心して暮らせる地域づくり	
基本計画	6 生活支援の充実	
実施計画（実施項目）	6-4 生活支援サービスの充実	
現在までの主な実施状況	・買い物、外出支援として、長沼・岩瀬地域で「お買い物バスいってみっカー」を3法人合同（長沼ホーム、岩瀬長寿苑、社協）で実施した。 ・長沼地区で、配食サービス利用者に困り事アンケート調査を実施し、交通手段の確保とちょっとした生活支援のニーズがあることを把握した。 ・コロナ禍の影響により、ボランティアの活動の場が少ないながらも介護予防ボランティア事業を開始した。 ・まごころ福祉サービス事業にて、ゴミ捨て等家事援助の助け合いの仕組みを、市内2地区をモデル地区として実施した。	
評価	B	A 事業を推進し、十分な成果があった。
		B 事業を推進し、一定の成果があったが、一部不十分なところもあった。
		C 事業を推進したが、十分な成果が得られなかった。
今後に向けた課題	・地域格差がないよう、市内全域的にボランティアの養成、確保が必要である。 ・介護予防ボランティアの活動の場の確保が必要である。 ・地域のニーズの見直しや掘り起こしが必要である。 ・高齢者だけでなく、障がい者も利用できるような生活支援サービスの創出が必要である。 ・移動サービスの充実、拡大が必要である。	
課題解決のための改善内容・取り組み方針	・地域住民に対してのアンケート調査を実施し、ニーズの把握と掘り起こしを行う。 ・市内全域でボランティアの養成、確保に努める。 ・買い物に限らない移動サービスの充実、拡大を図る。 ・社会福祉施設等との連携強化を行う。	

令和7年度以降の取り組み区分	1	1 現行の事業を継続し、さらなる充実を図る。
		2 事業の改善を図るため、事業内容を見直し変更する。
		3 所期の目的を達成したため、事業を終了する。
		4 事業の抜本的な見直しが必要なため事業を中止する。

第3次地域福祉活動計画（実施計画）評価シート

基本目標	安全に安心して暮らせる地域づくり	
基本計画	6 生活支援の充実	
実施計画（実施項目）	6-5 法人後見事業による権利擁護体制の強化充実	
現在までの主な実施状況	・日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の周知啓発を行った。 ・令和3年度から法人後見事業を実施。年々、利用者が増えている。	
評価	A	A 事業を推進し、十分な成果があった。
		B 事業を推進し、一定の成果があったが、一部不十分なところもあった。
		C 事業を推進したが、十分な成果が得られなかった。
今後に向けた課題	・日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の積極的な周知啓発の強化と支援者の受け入れ体制の整備が必要である。 ・法人後見事業利用者増加に伴う担当職員の確保及び知識の醸成、スキルアップが必要である。	
課題解決のための改善内容・取り組み方針	・あんしんサポート及び法人後見業務を円滑に遂行するための体制づくりに取り組む。 ・権利擁護業務にあたる職員の研修会への積極的参加と関係機関とのネットワーク構築の強化を図る。	
令和7年度以降の取り組み区分	1	1 現行の事業を継続し、さらなる充実を図る。
		2 事業の改善を図るため、事業内容を見直し変更する。
		3 所期の目的を達成したため、事業を終了する。
		4 事業の抜本的な見直しが必要なため事業を中止する。

須賀川市第4次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が須賀川市において推進する地域福祉活動の計画、第4次計画を策定するために、市社協に須賀川市第4次地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、須賀川市第4次地域福祉活動計画（以下「第4次計画」という。）の策定に関する事項について協議する。

(組 織)

第3条 策定委員会は次の各号に属する策定委員15名以内で構成し、市社協会長が委嘱する。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 住民自治関係者
- (3) 社会福祉団体関係者
- (4) 社会福祉施設関係者
- (5) ボランティア関係者
- (6) 関係行政機関関係者
- (7) 社会福祉協議会関係者
- (8) その他会長が認めた者

2 策定委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、策定委員の互選により選出する。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第4条 策定委員の任期は、第4次計画の策定をもって終了する。

(会 議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 策定委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶 務)

第6条 策定委員会の庶務は、市社協事務局において処理する。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年9月24日から施行する。

2 この要綱は、第4次計画策定完了の日に、その効力を失う。

第4次地域福祉活動計画策定委員名簿

No.	氏 名	役職等	選出区分	備 考
1	和田 秀子	須賀川市社会福祉協議会副会長	社会福祉協議会関係者	委員長
2	時田 昭彦	須賀川市民生児童委員協議会長	民生委員・児童委員	副委員長
3	佐藤 富二	須賀川市町内会長会会長	住民自治関係者	
4	大野 篤	須賀川市老人クラブ連合会長	社会福祉団体関係者	
5	須田 俊弥	夢みなみ農業協同組合理事	社会福祉団体関係者	
6	塩田 邦平	須賀川市身体障害者福祉会長	社会福祉団体関係者	
7	小針 一美	社会福祉法人三愛福祉会代表 (特別養護老人ホーム 愛寿園施設長)	社会福祉施設関係者	
8	林 美枝子	須賀川市ボランティア連絡協議会長	ボランティア関係者	
9	松井香保利	須賀川市社会福祉協議会理事	学識経験者	
10	三浦 浩美	須賀川市健康福祉部社会福祉課長	関係行政機関関係者	
11	古川 一夫	須賀川市健康福祉部長寿福祉課長	関係行政機関関係者	
12	熊田 保	須賀川市教育委員会こども課長	関係行政機関関係者	

(敬称略、順不同)

須賀川市第4次地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム設置要綱

(設 置)

第1条 民間福祉の行動計画にあたる須賀川市第4次地域福祉活動計画（以下、「第4次計画」という。）の策定にあたり、その理念や意義を共有し、円滑かつ計画的に策定するため、須賀川市社会福祉協議会に須賀川市第4次地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム（以下、「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは次に掲げる事項について協議する。

- (1) 第4次計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
- (2) その他の第4次計画に関すること。

(組 織)

第3条 プロジェクトチームの構成員は須賀川市社会福祉協議会職員のうちから会長が指名する者をもって構成する。

- 2 リーダーには事務局長、サブリーダーにはリーダーが指名した者をもって充てる。
- 3 リーダーは、プロジェクトチームを代表し、会務を総理する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき、又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(庶 務)

第4条 プロジェクトチームの庶務は、社会福祉協議会において処理する。

(委 任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年8月29日から施行する。
- 2 この要綱は、第4次計画策定完了の日に、その効力を失う。

第4次地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム構成員名簿

No.	氏 名	役職等	選出区分	備 考
1	松崎 健一	事務局長		リーダー
2	吉田 豊	事務局次長兼福祉総務課長	福祉総務課	サブリーダー
3	吉田 裕司	参事兼地域福祉課長	地域福祉課	B チーム
4	柳沼 剛	事業課長兼中央包括支援センター管理者	事業課	A チーム
5	国分 達弥	主幹兼地域福祉課長補佐	地域福祉課	A チーム
6	遠藤 真希	事業課障がい係長	事業課	A チーム
7	佐藤 典子	地域福祉課係長職	地域福祉課	A チーム
8	内山 勝江	地域福祉課主査	地域福祉課	B チーム
9	伊藤 涼子	地域福祉課主査	地域福祉課	B チーム
10	柳沼美佳子	主任兼社会福祉士	事業課	B チーム
11	渡辺 祐介	主任兼社会福祉士	事業課	B チーム
12	鈴木 諒	主任兼社会福祉士	事業課	A チーム
13	伊藤 侑花	主事兼社会福祉士	地域福祉課	B チーム
14	柴山 彩香	看護師	福祉総務課	B チーム
15	齋藤 大暉	主事兼社会福祉士	地域福祉課	A チーム

(順不同)

計画策定までの経過

年月日	会議区分	内 容
令和6年8月29日(金)	第1回プロジェクトチーム全体会議	・第4次活動計画策定プロジェクトチーム設置について ・第4次活動計画策定プロジェクトチームサブリーダーの指名について ・第4次活動計画策定にあたって ・今後の策定スケジュールについて
令和6年9月6日(金)	プロジェクトチーム会議 (B チーム)	・課題、方向性、取り組みの検討について
令和6年9月10日(火)	プロジェクトチーム会議 (B チーム)	・課題、方向性、取り組みの検討について
令和6年9月17日(火)	プロジェクトチーム会議 (A チーム)	・課題、方向性、取り組みの検討について
令和6年9月17日(火)	プロジェクトチーム会議 (B チーム)	・課題、方向性、取り組みの検討について
令和6年9月24日(火)	第1回策定委員会	・委嘱状交付 ・第4次地域福祉活動計画策定委員会の設置について ・第4次地域福祉活動計画策定委員会正副委員長の選任について ・第4次地域福祉活動計画策定にあたって ・今後の策定スケジュールについて ・骨子案について
令和6年9月24日(火)	プロジェクトチーム会議 (B チーム)	・課題、方向性、取り組みの検討について
令和6年10月2日(水)	プロジェクトチーム会議 (A チーム)	・課題、方向性、取り組みの検討について
令和6年10月4日(金)	プロジェクトチーム会議 (B チーム)	・課題、方向性、取り組みの検討について
令和6年10月8日(火)	プロジェクトチーム会議 (A チーム)	・課題、方向性、取り組みの検討について
令和6年10月8日(火)	プロジェクトチーム会議 (B チーム)	・課題、方向性、取り組みの検討について
令和6年10月9日(水)	プロジェクトチーム会議 (A チーム)	・課題、方向性、取り組みの検討について
令和6年10月15日(火)	プロジェクトチーム会議 (A チーム)	・課題、方向性、取り組みの検討について

年月日	会議区分	内 容
令和6年10月15日(火)	プロジェクトチーム 会議 (B チーム)	・ 課題、方向性、取り組みの検討について
令和6年10月17日(木)	プロジェクトチーム 会議 (A チーム)	・ 課題、方向性、取り組みの検討について
令和6年10月22日(火)	プロジェクトチーム 会議 (B チーム)	・ 課題、方向性、取り組みの検討について
令和6年10月24日(木)	第2回プロジェクト チーム全体会議	・ 第4次地域福祉活動計画素案の検討について
令和6年10月30日(水)	プロジェクトチーム 会議 (A チーム)	・ 課題、方向性、取り組みの検討について
令和6年10月31日(木)	プロジェクトチーム 会議 (B チーム)	・ 課題、方向性、取り組みの検討について
令和6年11月21日(木)	第2回策定委員会	・ 第4次地域福祉活動計画素案について
令和6年12月12日(木)	プロジェクトチーム 会議 (B チーム)	・ 課題、方向性、取り組みの検討について
令和6年12月17日(火)	プロジェクトチーム 会議 (A チーム)	・ 課題、方向性、取り組みの検討について
令和6年12月24日(火)	第3回プロジェクト チーム全体会議	・ 第4次地域福祉活動計画素案の検討について
令和6年12月26日(木)	プロジェクトチーム 会議 (B チーム)	・ 課題、方向性、取り組みの検討について
令和7年1月10日(金)	プロジェクトチーム 会議 (A チーム)	・ 課題、方向性、取り組みの検討について
令和7年1月21日(火)	第3回策定委員会	・ 第4次地域福祉活動計画素案について
令和7年1月22日(水)	策定委員会委員長から 報告	・ 第4次地域福祉活動計画案を社協会長へ報告

報 告 書

令和7年1月22日

社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会
会 長 石井 正廣 様

須賀川市第4次地域福祉活動計画策定委員会

委 員 長 和田 秀子 

須賀川市第4次地域福祉活動計画について（報告）

本委員会は、令和6年9月24日以来、計3回にわたり須賀川市第4次地域福祉活動計画について、慎重に審議した結果、別紙案のとおりとりまとめましたので、報告いたします。



VI

VI

VI

VI

VI

VI

VI